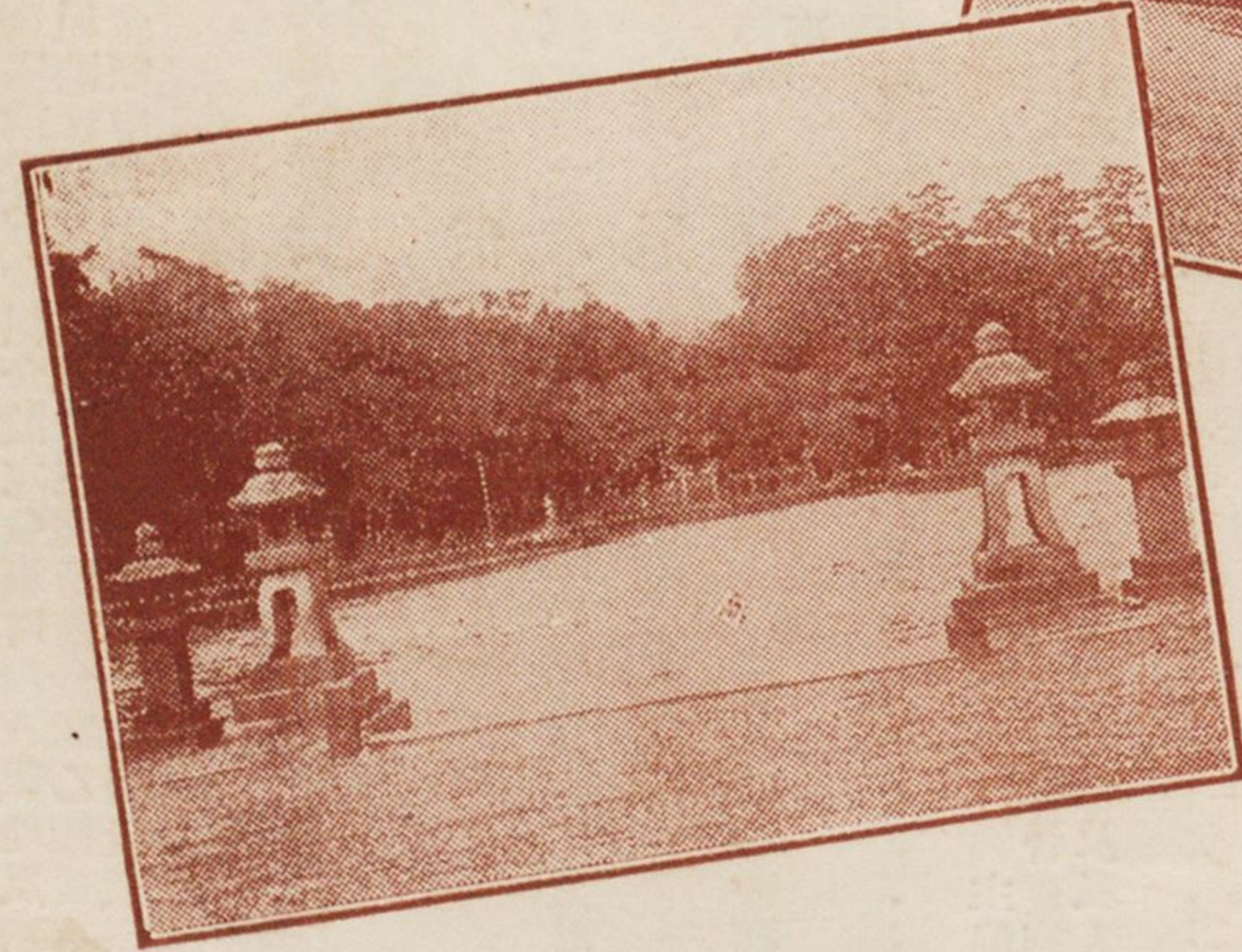
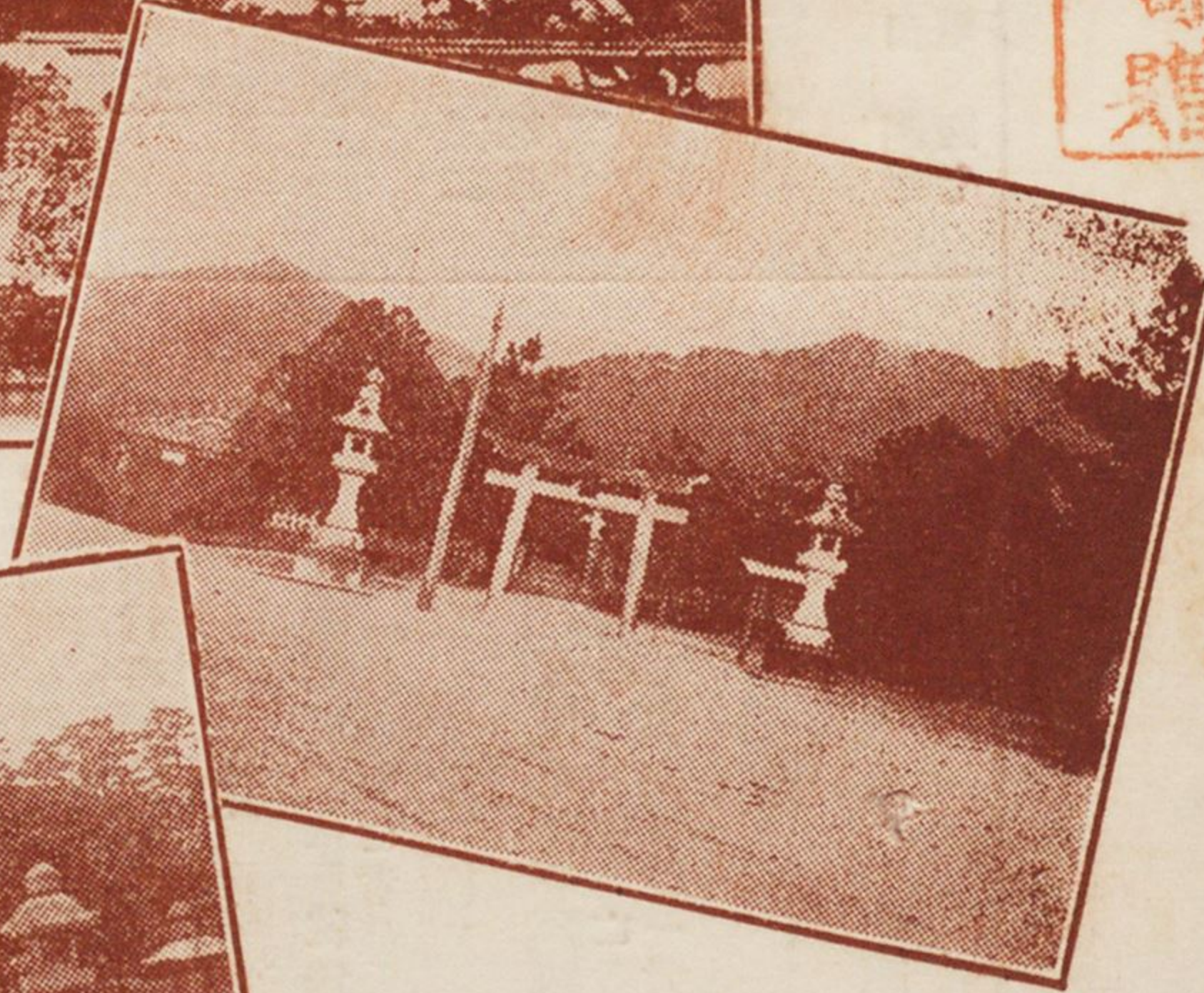
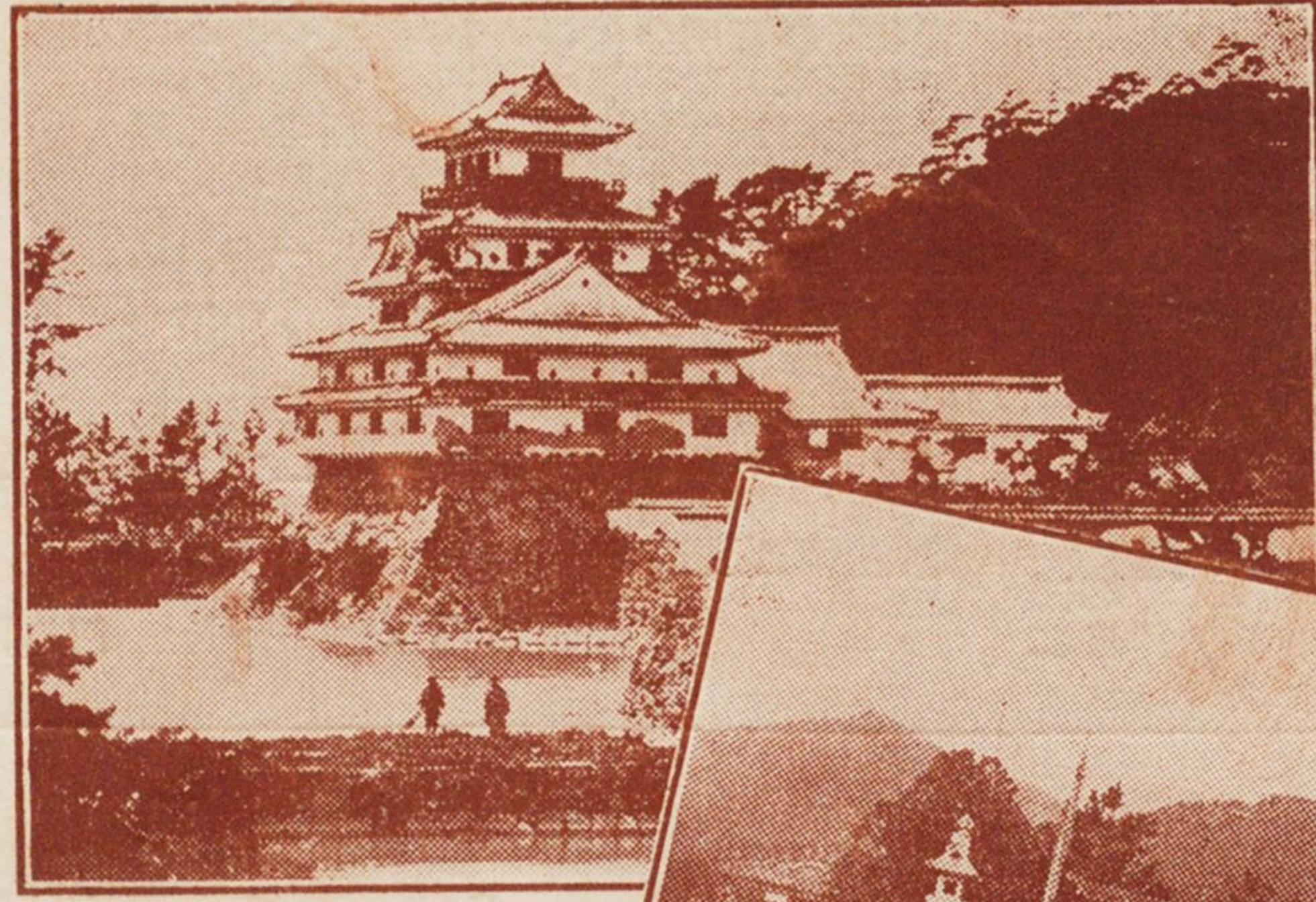


以秋圖書館

報月萩

號五十三第



號月二年六和昭

行發町萩縣口山

萩町紋坊 寄贈

昭和六年二月十三日印刷納本
昭和六年二月十五日發行

昭和五年五月六日第三種郵便物認可
行 (每月一回十五日發行)

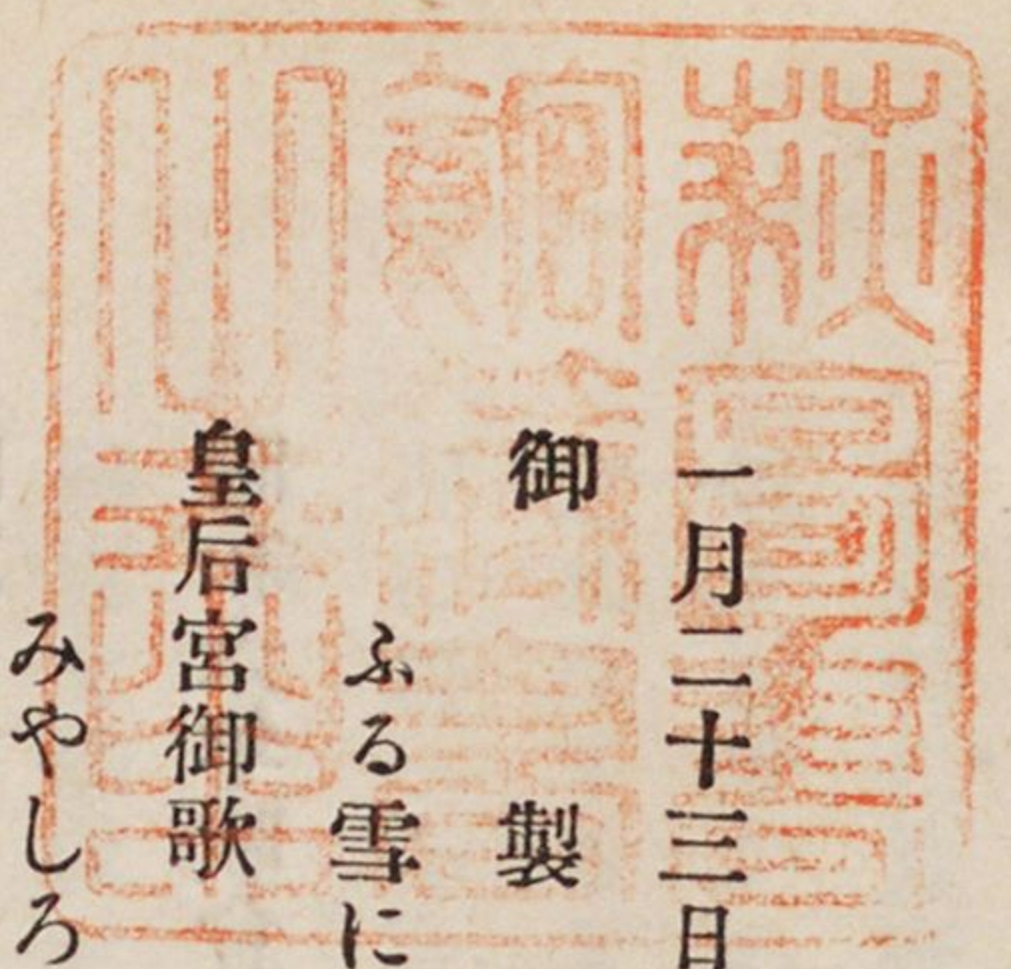
第三十五號

目次

歌會始の儀	至自	一
時事提唱	至自	二
庶般行政	至自	四
學事	至自	二四
產業	至自	三二
財政經濟	至自	四七
軍事	至自	四七
通信	至自	四九
土木交通	至自	五〇
社會事象	至自	五五
衛生	至自	六一
人事	至自	六六
雜事	至自	七六

歌會始の儀

一月二十三日午前十時歌會始の儀を行はせられたり。御製以下左の如し



御製
皇后宮御歌
みやしらの鳥居につもる白雪をつはさにはらひ鳩のとひたつ

たきの音もかすかになりて神垣の那木のあを葉に雪をつもれる

火の山の鳴もをやみてふりつもる雪しつかなり阿蘇のみ社 福岡縣從七位勳六等 佐々木 己喜次 上

おく宮の雪いかならむ貴船山いかきの杉はけさましろなり 愛知縣 水野計太郎 上

初詣こども人におくれぬを御前のはの雪にしるかな 福島縣 今井清吉 上

神垣はいよいよ清し連れる檜原杉原雪のつもりて 愛知縣 堀場千代子 上

春日山人のあと追ふさを鹿のそひらまたらに雪そふりくる
 兵 庫 縣 草 野 藤 次 上
 群 馬 縣 井 上 重 德 上
 あさきよめ雪にまかせて箒とる人かけもなし神のひろまへ

因に一月二十三日宮中に於て行はせられたる歌會 昭和六年歌會始講師被仰付 大原重明
 始に、皇族王族の御詠進並に臣民の詠進總數は三萬 正四位伯爵
 五千四百八拾六にして内本縣よりの詠進數は六百に 昭和六年歌會始發聲被仰付 庭田重行
 達せり 正四位伯爵

從三位勳五等公爵 三條公輝 從二位勳四等男爵 西五辻文伸
 昭和六年歌會始講師被仰付 從二位勳二等伯爵 徳川達孝 正四位勳五等子爵 長谷信道
 昭和六年歌會始講師控被仰付 正四位男爵 今園國貞 正四位男爵 金子有道

時事提唱

一月十日は夜來の暴風雪と共に稀有の酷寒襲來し當日午後二時の頃氣溫著しく低下し來り零下六度を示すに

至りたるが爲特産萩夏蜜柑の如きは忽ちにして落果の被害を蒙りしのみならず樹勢頓みに衰弱を來したるは最近特に夏蜜柑の栽培熱旺盛に向ひつゝある時に際し痛く遺憾とする所なり是等被害の程度は萩町内箇所に依り幾分か不同あれども之を綜合し施肥及び防寒の手當等行届きたる園地に在りては其の害極めて少なく之に反するもの又は地下水位の高き園地に在りては其の害特に甚しきものありしを認む冀くは今回の被害状況に鑑み今後に於ける防寒の手當施肥並に剪定のこと付深甚な留意を促して已まざるものなり幸ひに本縣當局に於ても此の慘害に同情を寄せられ一般的寒害の防備其の他寒害に罹る以前に於ける加工生産に關する研究を助成せらるゝこととなり目下考案中に在り其の實現の一日も速かなる様望む次第なり

前同日の暴風雪の爲當時支那青島方面に出漁中の本町藤山清太郎及び藤山正助兩氏所有の底曳網發動機船第三、第七、第八鱗成丸は何れも船體を破壊され合計二十四名の乗組員中三名を除く外は死亡又は行衛不明となり就中萩町民たる海難者は十二名の多きに及び眞に同情に堪へざる次第なり幸ひにして青島の水産組合其の他同地所在の各種團體並に新聞社を初めとし萩町出身井町小市氏等の盡力により目下弔慰金募集中の折柄其の憐愍の情大に溢れ豫想外の應募者あることを聞けり茲に之を吹聴すると共に以上の厚意に對し感謝の誠意を捧ぐるものなり

山陰鐵道本線中萩線の第五、第七兩工區は曩に起工打ち切りの厄に遇ひたるを遺憾とせる折柄長門線鐵道全通式に際し臨場せられたる黒金鐵道政務次官の斡旋に依り今回兩工區とも起工の運びとなりたることは感謝措く能はざる所なり仄聞する如く來る昭和七年三月を以て全通するに至らむことを併せて切望して已まざる次第なり。

又萩町としては山陰鐵道本線の全通近付きたるに會し萩の開港を有意義ならしむる爲には差當り東萩驛より新川口港に至る貨物引込線路の延長を急施とすること及び本縣内に於て陰陽兩鐵道線を連絡する最捷徑の路線たるべき萩より山口を經防府に至る間に省營自動車網の新設を要望すること切なるものあるに依り前者に付ては曩に萩町會の議決を經て後者に付ては本郡内町村長の同意を得て何れも鐵道省當局に對し實施方々々請願する所ありたり。

庶般行政

宮廷錄事

- ◎皇太后宮行啓 皇太后陛下は昨年十二月二十八日午前十一時大宮御所御出門宮城へ行啓午後三時四十五分還御あらせられたり
- ◎皇太后陛下は一月五日午後一時三十分大宮御所御出門宮城へ行啓同四時十五分還御あらせられたり
- ◎新年宴會 天皇陛下は一月五日正午新年宴會を催され又午後六時有位華族へ酒饌を賜はりたり
- ◎行幸 天皇陛下は一月六日午後一時二十分御出門

- 大宮御所へ行幸同四時十分還幸あらせられたり
- ◎御安著 天皇 皇后兩陛下は一月九日午前十二時十五分御出門同十三時五十分東京驛御發車同十一時五十分逗子驛御着車午後零時十四分葉山御用邸に御安著あらせられたり
- ◎御禮電 宣仁親王同妃兩殿下希臘國に於て厚遇を享けさせられ且つ同國大統領閣下より同親王殿下へ「ソヴール」大綬章を贈られたるに付一月八日天皇陛下より同大統領閣下へ御禮電御發送あらせられたり
- ◎還幸 天皇陛下は一月廿一日午後一時五十分葉山御用邸御出門同二時十分逗子驛御發車同三時十五分東京驛御著車同三時二十五分還幸あらせられたり

たり

- ◎御結婚勅許 紀久子女王殿下正三位侯爵鍋島直映嗣子從五位鍋島直泰と結婚の儀一月二十四日勅許相成りたり
- ◎孝明天皇例祭 一月三十日孝明天皇例祭の儀を行はせらる
- ◎講書始の儀 一月二十六日午前十時講書始の儀を行はせられ東京帝國大學教授黑板勝美氏は日本書紀卷五崇神天皇紀四道將軍御發遣の條、帝國學士院會員内藤虎次郎氏は唐杜佑及び其の著書を、東京帝國大學教授鈴木梅太郎氏は「エミール、フネツチャー」の業績と生物化學の發達に就いて進講せり
- ◎皇后宮還御 皇后陛下は一月二十八日午後一時二十五分葉山御用邸御出門同一時四十分逗子驛御發車同三時五分東京驛御著車同三時十五分還御あらせられたり

阿武郡町村長集會

- ◎一月十四日午前十一時より當町衙に於て阿武郡町村長集會を開催、嘉年見島兩村を除く外全部出席左記事項を附議し午後零時散會したり
- ◎阿武郡町村長集會提出事項
 - 一、町村長定期集會を年四回と爲すの件
 - 一、昭和五年萩町に於て開催本縣臨時町村長大會經費負擔額の件
 - 一、昭和六年度町村豫算編成方法の件
 - 一、農、山、村財政緩和救濟策に關する請願の件
 - 一、帝國議會に對し農山漁村窮況の眞情を訴へ應急の施設を請願するの件
- ◎一月二十八日午前十一時より當町衙に於て阿武郡町村長集會を開催、篠生村を除くの外全部出席、本縣より江口縣屬臨席、左記事項に付協議を遂げ午後三時半散會したり
- ◎阿武郡町村長集會提出事項
 - 一、全國町村長定期總會提出事項に關する件
 - 一、昭和六年度本縣町村集會豫算に關する件
 - 一、昭和六年本縣町村長集會定期總會に關する件
 - 一、山口縣山林會費寄附金に關する件

- 一、阿武郡教育會寄附金に關する件
- 一、昭和六年度町村歲計豫算に關する件
- 一、藤井阿武郡町村長會副會長退職に關し副會長選舉の件
- 一、穀物證紙に關する件

◎第一回萩町會

一月九日午後二時より第壹回萩町會を開會、出席議員二十二名、左記の事項を附議し何れも原案の通り可決確定、午後三時過ぎ閉會せり

因に開會劈頭抽籤に依り昭和六年中に於ける議員の席次を決定せり

- 一、自昭和四年度至昭和六年度小學校營繕費繼續年期及び支出方法變更の件
- 一、土地賃貸借契約解除の件
- 一、土地賃貸借契約の件
- 一、時報の一部廢止の件
- 一、寄附受理の件(物件一口金員一口)
- 一、椿區一部有財産積戻の件

- 一、鐵道省貨物引込線路延長方に付請願を爲すの件
- 一、公有水面使用の件
- 報告 牡蠣養殖試驗成績に關する件

◎萩町區長集會

一月十五日午前十一時より町公會堂に於て本年第一回區長集會開催、左記町長の挨拶に引續き別記町役場提出事項三十件區長役場提出事項六件を附議し引續き簡素なる新年宴會を開催、午後五時閉會せり

昭和六年年頭區長集會の際

町長の挨拶

昭和六年の新春を迎ふるに方り茲に各位と一堂に會し萩町の新政務に付意見を交換するの機會を得たるは本職の最も欣快とする所なり

各位は就任以來熱誠公平に萩町の行政事務を補成せられたるが爲區民の自治共同心著しく増進し俱に愛郷の信念を喚起するに至れることは寔に同慶の至りに堪へざるなり殊に昭和五年に在りては家屋税調査經濟界不況對策、第二回國勢調査等臨時重要の政

務踵を接せる狀況ありしに拘らず其の間些の支障を來さず完全なる政務を終了したることの如き全く各位にして其の司職を重視し奉仕宜しきを制せられたる結果に外ならず茲に度みて感謝の意を表する次第なり

昭和六年に在りては財政緊縮の重行、上水道敷設計劃の遂行等前途益々多事ならむとするものあり此の際に處し萩町理事者として努むべきものは本町公經濟の節約、社會的共同生活様式の改善並教育及び産業の振興を期するの外方策なきもの、如く信せらる各位は倍舊の援助を吝まれず萩町發展の爲盡瘁を擢てられむことを望む

區長役場行政區劃の制定に付ては猶ほ協商續行中のものあり之を發表することを得ざるを遺憾とす、近く全部の確定を待ち更に町會の議決を経同時に各行政區内に於ける民有地各地種目毎の總面積を調査し産業統計其の他の調査資料に供せむとする豫定なり可然諒承ありたし

近時各位の御盡力に依り市街地の全部に亘り青年團又は消防組員を以て組織する夜警團の運動勵行せ

らるゝに依り著しく火災盜難の數を減少したるのみならず爲に社會生活上に於ける共存共榮の意義を如實ならしめたる功績等眞に偉大なるものありと謂ふべし尙ほ今後火氣を親しむ期間中之を續行し斯種不慮の災厄を免かれしむると同時に協同心發露の爲特に御配慮ありたきを望む

本月十日夜來の暴風雪と共に稀有の酷寒襲來し夏蜜柑の被害甚しきものありたるは萩町特産物の聲價發揚上眞に遺憾に堪へざる所なり、而して被害當日以來關係町吏員をして實地に就き調査したる結果に依れば其の後の天候に惠まれ樹勢大に恢復し成果も亦凍結を免かれたるもの尠しとせず今後に於ては差したる寒害なき限りは半作以上の結實を得る見込につき此の際保温防寒の施設を怠らざる様園主に對して注意を促されむことを望む

昭和六年初頭の集會を開催するに際し所感の一端を述べて開會の挨拶と爲す

昭和六年一月十五日

萩町長 林 勇 輔

◎區長集會提出事項

- ◎町役場提出事項
- 社 會 課
- 一、善行者並優良團體調査に關する件
- 二、戶主會主婦會設立に關する件
- 三、窮民救助に關する件
- 四、萩の曆利用に關する件
- 五、萩町時報中改正の件

兵 事 課

- 一、徵兵適齡屆に關する件
- 二、本籍地外徵兵身體檢査其の他に關する件
- 三、軍事救護に關する件

稅 務 課

- 一、滯納整理に關する件
- 二、隨時家屋稅賦課に關する件
- 三、隨時戶數割賦課に關する件
- 四、追加縣稅賦課に關する件
- 五、家屋稅納期を二期に改正するの件
- 六、前區長集會に於ける希望事項に關する件

七、昭和五年第一期田租納期に關する件

土 木 課

- 一、道路保護勵行に關する件
- 二、河川取締規則施行に關する件
- 三、逓信省所管電柱敷設地手當金請求に關する件

勸 業 課

- 一、桑苗植付獎勵に關する件
- 二、編網一時中止に關する件
- 三、稚茸栽培に關する件
- 四、夏蜜柑凍害果實の處理並樹木の手入に關する件
- 五、蔬菜促成栽培指導に關する件
- 六、小畑浦第一區々長提出に係るモーター船手續網漁業取締に關する件

戶 籍 課

庶 務 課

- 一、人口カード調製に付寄留屆實行方の件
- 一、種痘施行に關する件
- 二、傳染病豫防注射施行に關する件
- 三、下水溝淺潔施行に關する件
- 四、流行性感胃豫防に關する件

五、汚物蓋箱の設置獎勵に關する件

◎區長役場提出事項

土原第二區々長役場

- 一、公益事業等寄附金の取纏に關する件
- 一、史蹟名勝地標示方に關する件
- 上五間町區々長役場
- 一、町會議決事項其の他に關する件
- 二、町内道路等級變更方の件
- 下五間町區々長役場
- 一、新年互禮會に關する件
- 吉田町區々長役場
- 一、不動産取得稅に關する件

◎萩町公設消防組員異動

第一部消防手

- 廣田直一、松浦久一、中村竹一、久保田次郎、小田吉次郎

第二部消防手

- 松屋松次郎、藤原初太郎、松本虎藏、網屋源藏、鬼村唯一、河上德藏、和田德次郎、岩崎安次郎

第三部消防手

- 三村信一、林喜一、福永百松

第四部消防手

- 上田三一、藤下又一、河野良作、野村順一

免萩町公設消防組消防手(各通)

- 笹村凱守、矢野友一、中村福藏、片山秀作

任萩町公設消防組第一部消防手

- 末益平作、田中清、岡崎小一、伊勢島益藏、田中鶴松、高橋三藏、坂倉新一、木村重治

任萩町公設消防組第二部消防手

- 藤野晃、上領甚作、伊藤好介

柳 紀

◎叙 任 辭 令

工業品規格統一調査會委員被仰付
 海軍造船少將 玉 澤 煥
 正五位勳三等 三 戶 基 介

叙從四位

任萩町公設消防組第三消防手
柴田美春、阿武與三、田中末雄、田中正義、波多野政春
任萩町公設消防組第四部消防手

○一月中發令の主要法規○

●國の法規

- 一月一日條約第一號を以て昭和五年四月二十二日「ロンドン」に於て帝國全權委員が亞米利加合衆國英帝國、佛蘭西國及び伊太利國の全權委員と共に署名調印したる千九百三十年「ロンドン」海軍條約を批准あらせられたる件公布
- 一月十日文部省令第一號を以て師範學校規則中改正の件公布
- 一月十日文部省令第二號を以て中學校令施行規則中改正の件公布
- 一月十七日農林省令第一號を以て生糸検査所検査及鑑定規則中改正の件公布

●縣の法規

- 一月二十日文部省令第二號を以て文部省令第二號中學校令施行規則改正に關する件發令
- 一月十七日逓信省告示第六拾九號を以て昭和六年一月二十一日より左記郵便局に電信及電話通話事務開始の件公示
阿武郡紫福村 紫福郵便局
- 一月十七日逓信省告示第七拾六號を以て昭和六年一月二十六日より左記郵便局に電話交換業務を開始し電報規則第五拾貳條に依る電話加入者の託送電報をも取扱ふの件公示
大津郡通村 通郵便局
- 一月二十七日勅令第五號を以て大正六年勅令第貳百壹號產業組合法第四拾六條の貳の規定に依る拂戻準備金の管理に關する件中改正の件公布
- 一月九日山口縣令第壹號を以て昭和二年四月山口縣令第四拾五號農產物販賣施設獎勵交附規則中改正の件公布

- 一、時報サイレン一部廢止の件
- 一、衛生組合設置並同役員の選任認可の件

●公設萩消防組出初式

一月四日午前十一時より明倫小學校々庭に於て萩町公設消防組出初式舉行、是より先午前六時總員集合器具の點檢を了りて春日神社に參拜、町内を順回再ひ明倫小學校に歸著し放水演習後向原萩警察署長の組員心得朗讀、講評、訓示賞與辭令交附に次ぎ町長式辭(金子助役代理)來賓祝辭、組頭の答辭等ありて閉會更に恒例に依り町公會堂に於て新年宴會を催し午後二時過散會せり

●萩町時報「サイレン」

一部變更

一月十五日よりサイレンに依る午後六時の時報を廢止せり

- 萩町告示の主なるもの
- 一、字區域編入の件
- 一、町會招集及び町會議決事項の件

- 一月十三日山口縣令第貳號を以て徵兵事務細則中改正の件公布
- 一月十六日山口縣令第四號を以て有害避妊用具取締規則施行細則の件公布
- 一月十六日山口縣訓令第四號を以て有害避妊用具取締規則同施行細則取扱手續の件公布
- 一月十六日山口縣令第參號を以て大正十年十二月山口縣令第五拾四號自轉車取締規則中改正の件公布(別掲)
- 一月十六日山口縣訓令第參號を以て大正十年十二月山口縣訓令第參拾壹號自轉車取締規則取扱手續改正の件公布
- 一月二十日山口縣訓令第五號を以て海軍志願兵徵募細則中改正の件公布

◎感謝

◎伊藤公銅像建設會より左記の通り萩町に寄附の申出ありたり

一、椿東區伊藤公舊宅敷地内に現存せる公爵の銅像及其の附屬物一切此の總價格金四千五百圓也

◎萩町出身在京城府五島榮藏殿今回歸萩に際し本町公設消防組織機械器具購入費として金參百圓也寄附の申出ありたり
茲に其の厚意を感謝す

◎萩町の人口數に比較して

内閣統計局國勢調査速報に依り昭和五年十月一日現在全國各市町村の人口數を發表せられたる中市制施行地にして萩町の人口數よりも寡少なるもの左の八市あり

萩町	三二、一〇四人
伏見市	三一、五三八人
高田市	三〇、九三四
倉敷市	三〇、一一四
山口市	三一、三二二

尾道市	二九、〇八四	丸龜市	二八、八四二
中津市	二八、五六二	首里市	二〇、一一八

◎祈年祭のこと

祈年祭は「としごひのまつり」と申しまして、其の淵源は委敷は分りませぬけれど毎月舊曆二月四日に朝廷の神祇官で此の大祭を行はれますよう御定めになりましたのは天武天皇の御代の頃からでありました凡そ御祭儀には大中小の差別がありますが、此の御祭儀は新嘗祭と共に古來よりの大祭であります。されば此の御祭りは殊に重大に行はせまして、先づ御年皇神等の前に（御年皇神とは農産物にかゝはらせ玉ふ統べての大神の義）其の年の農産物の豊穰を祈らせ玉ひ、次に神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂大宮乃賣、大御膳都神、辭代主の八柱の神に、御世の大平を祈らせ玉ひ、次に座摩の神（座摩とは居處領の意にて、其の土地、住宅等を領ぎます神、則ち産土の神のこと）に、住居及び飲料水等の安全を祈らせ玉ひ、次に御門の神、に荒び疎び又邪なる

ものゝ入り來らざるやう祈らせ玉ひ、次に生島の神とて、生國、足國の神々に國の發展、充實を祈らせ玉ひ、次に辭別て、伊勢に齋きまつります。天照大御神に厚き御守護を祈らせ玉ひ、次に御縣の神（府縣の神々なり）。山口の神（山々に座す神なり）及び水分の神々に田畑の作物、樹木の生長配水等の豊富なることを祈らせ玉ひし等、廣汎に亘る御祭儀であります。

蓋し宇宙の萬物は一として神の創造にならぬものはありませぬ。現今文明増進して人力を以て旱天にも雨を起し、水利を巧みにして霖雨の害を遠ざくる設計をも致しますが、この人力、設計の智識も、また神が人に賦與せられたもので、人が其の智識を各方面に活用して、便宜に應用することも皆、神の創造によるのであります。されば、通常の理を以て申せば、人は神々より受けたる靈智靈能を盡くして、其の幸福を完ふすべきものにて、尙敢て神に祈り神を煩はす如きは、臍を得て蜀を望む如き、飽くなき慾心を表はすものとも推し得べきなれど、これはこの天地造化の神理には、中々に人智を以て測るべか

らざる廣大の儀あるを知らざる考へにて、即ち神は此の天地の萬物の圓滿に造化さるゝが爲に、天に甲乙丙丁戊己庚辛壬癸、地に子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の秩序あり、時に依ては早りの年もあり。或は霖雨の年もあり。又は地震、海嘯、噴火等の生ずることもありて、甲に可なるも乙に適せず、丙に宜しきとはいふべからざることあり。これ人の考慮の測り至る能はざる所なれば、茲を以て古來、人は其の職に勤しむと共に、尙ほ毎年二月四日（神武天皇御即位當日の立春の日に近き日を以て）此の大祭を奉仕せられ、その神々の御守護を仰ぎて、天下萬民の安堵を祈らせましたのであります。

斯く此の祭は年ごとに其の年の幸榮を祈らせ玉ふ儀なるにより「祈年祭」と申しますので、この義は、我々が日常に、其の日其の日の仕合せよきやう念ずることゝを、公式に一年一回具体的に御執行相成るのであります。當日は官國幣社は申すに及ばず、所定の府縣郷村社へ幣帛を玉はりまして此の御祭を執行なさしめらるゝのであります。

◎産土の神を拜む詞

先づ辭儀をなして、手をニツ拍ち禮をなし、祓閉給比。清米給閉と三度申し又禮をなして其の後に申すべし

掛卷母畏伎。吾産土乃大神乃御前爾。謹美敬比白左久。過知犯須事乃有牟乎婆。見直志給比。聞直志給比。罪咎穢息等乃有留乎母。宥米給比。許志給比。一。家爾毛身爾毛諸乃災害存良世受親族家族。饒毘。睦。毘。彌益々爾立榮延志米給比。彌益々爾富足波志米給比。夜乃守日乃守爾。護里幸閉給閉止。畏美畏美毛白須。

印は是までの悪き事は凡て御勘辨下さいませしてと云ふこと

〇〇〇〇印は自分の家にも自分の身にも総ての悪事

災難の御座いませんようにと云ふこと

▲▲▲▲印は一家親類一同にこのこと睦まじく仲よく暮らしてといふこと

●●●●印は商賈繁昌、富貴安樂になりますようにと云ふこと

この詞は何の神様へも申し上げらるゝなり初めの(吾産土乃大神)とある所を其の神様の御名に改むればよろし譬へば

「竈神様ならば、(竈處乃大神乃)とし、また

「稻荷様ならば、(稻荷乃大神乃)とし

「教會、講社等の神様」なればその(何々乃大神乃)と改め其の他

「御先祖を拜む」ならば、

(此の家の遠津御祖、代々乃御祖等乃神乃)御前

爾と改むること

右の詞を唱へ終らば禮をなしニツ手を拍ちて又禮を

なすべし

此の外に何にても祈ることあらば平常の語にて叮嚀

に願ふべし

學 事

◎青年教育更張に關する

本縣訓令

山口縣訓令第一號を以て市町村長公私立學校長及青年訓練所主事に對し左の通り訓令ありたり

畏くも 今上陛下下風に青年の教養に大御心を注がせ給ひ東宮に在し、時青年團に對し優渥なる令旨を賜ひ青年の嚮ふべき所を示させ給へり爾來青年教育の任に當る者拮据勉勉其の事に従ひ男女青年亦相率ゐて心身の修養に力め成績漸く見るべきものあり大正十三年青年團の全國的組織成立し次で女子青年團組織せられ又實業補習教育の改善進歩と相並び青年訓練の制度制定せられたる是皆令旨奉戴に感激せる官民努力の結果と謂ふを得べし

惟ふに青年の教育は心身の修養と鍛鍊とを以て眼目となす軌近各般の情勢に鑑み一層其の教養を高め資質の向上を圖るの要切なるものあるを覺ゆ殊に成年以上の者の修養施設今尙は完きを得ず之が指導に當る者亦容易に其の人を得難き實情に在るを以て今後男女青年團體に於ては先進克く後進を誘掖し相互

修養の美風を振起すると共に中等學校並高等專門諸學校の教職員其他地方先覺者の協力を求め益々青年教育の本旨を發揚せむことを要す特に女子青年に在りては一旦家庭の主婦となるや修養の機會を失ふもの鮮しとせずされば女子青年團は婦人會等の發達と相俟ち彼此提携して適宜指導の方法を講ずるは現下緊要のことに屬す

顧るに客年十一月二日文部省に於て舉行の令旨奉戴十週年記念式に際しては 秩父宮殿下同妃殿下臨あらせられ更に翌三日明治節の佳辰に當りては畏くも 天皇陛下全國男女青年諸團體代表者を御親閱あらせらる 聖慮深遠誰か感奮興起せざるものあらむや今回文部大臣は特に訓令を發して青年教育の更張を激勵せらるゝ所ありたり縣下に於ける青年教育の機關は近時著しく整備し其の修養亦眞摯を加へ堅實なる進展を遂げつゝあるも此の機に於て更に之が振興を圖り以て青年教育の徹底を期せむとす當事者たる者宜しく如上の趣旨を體し施設經營宜しきを制し其の實績を擧ぐるに遺憾なからむことを望む

昭和六年一月十三日

山口縣知事 平井三男

●小學校職員異動

大津郡明倫尋常高等小學校訓導

中 島 フ イ

阿武郡明倫尋常高等小學校訓導に任す

十二月二十七日付 山 口 稔 縣

原 田 山 口

阿武郡明倫尋常高等小學校准訓導心得を命ず

一月二十二日付 山 口 縣

●御眞影奉還

昭和三年十月十六日當町立商業學校及び各小學校に御下賜の 今上天皇 皇后兩陛下御眞影の奉還式を一月三十一日山口縣廳に於て舉行につき同日午前十時各小學校のものは金子萩町助役取り纏め捧持し商業學校のものは同校長捧持して當町出發、同日午後二時無事奉還を了したり

●告 示

◎一月十五日文部省告示第五號を以て官立實業專門學校及實業學校教員養成所等に於て昭和六年四月入學せしむべき生徒の募集要項を公示せらる

●明倫小學校に於ける御眞影奉拜式

明倫小學校に於ては最近新に 兩陛下の御眞影御下賜に相成る爲昭和三年十月十六日拜戴せし御眞影を奉還することとなり一月三十日午後一時より講堂に於て奉拜式を行ひ翌三十一日には職員兒童一同校門前より本校南側道路に整列し謹みて奉送申し上げたり

●明倫小學校試筆展覽會

本校は一月十三、四の兩日校内敬身堂に於て兒童の試筆展覽會を開き併せて冬季休業中の課題成績品の優良なるものを陳列して一般兒童父兄をして見學せしめたり

●明倫小學校の唱歌會

本校は一月二十八日午後一時より講堂に於て平素の學習に依る尋三以上の唱歌發表會を開催良好なる成績を齎したり

●明倫小學校兒童の腸寄生虫驅除

明倫小學校に於ては本年度尋一、二學年兒童の糞便検査施行の結果左記の通り腸寄生虫卵保有者を發見せしに依り芳野校醫投薬のもとに一月十二日より之が驅除に著手せり

検査人員	蛔 虫	鞭 虫	十二指腸虫
尋一 男一九〇	二五	二六	三四
尋一 女一六五	二六	二一	三四
尋二 男一八七	一一	二一	四
尋二 女一七三	二六	一一	四
計	七八	二	一一

●明倫小學校の孝養週間

本校に於ては孝女明石クニの孝養に因みて毎年孝養週間を設け種々の行事を定め實行共勵事項を協定して兒童をして孝養觀念の徹底とその實踐の指導を爲し來れるが本年は一月二十日より向ふ一週間を期間となし二十日の孝女クニの記念日には例年の如く午前十時よりクニの菩提寺蓮池院に一般兒童の墓參を行ひ午後一時よりは同寺に於て追善供養を營み尋五以上の女兒童之に參列せり
週間に於ける全校的計劃行事は左の如し尙ほ各學年に於ては全校の實行共勵事項に基き學年相當の實行事項を定め實踐の指導に努めたり
孝養週間行事
準備 實施事項決定、各學年實施事項報告、訓話資料準備、日誌決定配布、墓地及石碑掃除分擔決定
實施 墓地及石碑掃除、校長誨告―大會集、孝道訓話―週間中繼續、實行共勵事項
一、自分の物は自分に始末する。
一、不平を言はぬ。
墓參 週間日誌記載、記念式、早起獎勵、家事手

傳精勵
整理 反省會、整理

◎明倫實業補習學校第三學期授業開始

明倫實業補習學校に於ては小學校第三學期始業と同時に生徒の家庭訪問を行ひ保護者との間懇談を遂げ連絡提携を計ると共に寒氣に向ひ特に出席の奨勵を爲し萬端の準備を整へて一月十五日より本學期の始業式を行ひ引續き授業を開始せし所生徒出席の狀況極めて良好其の學習の態度も亦眞劍にして殊に第二學年生徒は本年三月優良なる成績を以て第一回卒業生たらんとして精進を續けつゝあり
因に本校に於ては來年度より愈々内容の完備充實に努め實業補習學校としての眞の面目を發揮すべく學則の改正教授時數の増加等に付種々研究を重ねつゝあり尙來る本年四月本科第一學年に入學すべき生徒の中には他町村よりの希望も相當多數ある見込なり

◎明倫青年團明倫實業補習學校寒稽古

明倫青年團並に明倫實業補習學校に於ては一月二十三日より向ふ一週間團員生徒の寒稽古を實施せり本年は從來の劍道の外に更に柔道を加へて之を二部に分ち劍道部は明倫小學校講堂に於て柔道部は萩商業學校道場に於て鎌田萩中學校武道教師明倫校職員其の他大村、田邊、野原、上村、富田、萬屋、高洲、横木、佐々木、中村諸先輩の指導のもとに毎夜七時より猛練習を行ひ大に心身の修養に努め其の技倆も著しく進歩したり
尙最後の二十九日は之が納式として午後八時より明倫小學校講堂に於て柔道劍道の大會を開催せり

◎明倫女子青年團例會

明倫女子青年團は一月十五日午後一時より明倫小學校に於て例會を兼ね新年會を開催す、出席團員約六十名にして勅語並に令旨の奉讀副團長の大日本聯合

女子青年團に於ける公共生活訓練運動趣旨に關する有益なる講話ありそれより福引、蓄音器等の餘興に移り盛會裡に午後五時散會せり

◎明倫小學校來校視察者

一月中に於ける來校視察者の主なる者左の如し
廣島縣學務課長郡山義夫、廣島高等師範學校教授 玖村敏雄、山口縣視學弘中傳人、山口家政女學校 長中村コトリ、海軍主計中將經理學校長刑部齊、元山公立小學校長山崎正介、吳海軍少佐久繁一郎

◎米國少年赤十字團より明倫少年赤十字團へ寄贈

明倫少年赤十字團に於ては國情の一端を知らせ友誼を増す目的のもとに曩にアメリカ合衆國少年赤十字團に對し團員の製作品を贈呈せるは既載の如くなるが今回アメリカ合衆國少年赤十字團より左記の通寄贈を受けたり

品名

紙貼の豆大鼓、卵形菓子入、ペン箱、木筆三本、ペン軸、消護謨、備忘用のメモ、小タオル、ハンカチ、木製の支那人形、朱塗木製の獨樂、ハーモニカ、煉齒磨、袋入の硝子玉、護謨風船、護謨球、白ボール二個、積木四個、鉛製玩具自動車三個、金屬製玩具のカデカ

右各品につきては多年米國に在任せし日本基督教教會高山牧師の説明を乞ひたるが其の大意は左の如し
(イ)米國にては十月三十日の晩に一夜をおごけに明かす風あり例へば南瓜に顔を描き或は黒猫を造りて人をおごす等一晚中歡樂に耽ける此の夜を「ハロウイン」と云ふ豆大鼓は多分之に用ひしものならん其の晩のみに使用し後に残すものに非ざれば品は粗製品にして獨逸製なり幼兒の玩具に非ざらざるものゝ如し
(ロ)復活祭には卵形の器物の中に小鳥其の他種々の形に製したる菓子を入れて之を子供に與へ居れり贈品中の卵形菓子入は之に使用するものならん
(ハ)學用品其の他の玩具類はクリスマススの贈品の意

味ならん
袋入の硝子玉は「マーブル」とて内地にてオハチキに當る遊びを爲すものにして野外にて一方の玉に當つる遊戯に用ふ赤塗木製の獨樂は日本のブチゴマと同じもの小タオルは浴場用白ボールは獨逸製なるも何れに使用するものなるや不明なり

●明倫圖書館閱覽狀況(昭和六年一月分)

開館日	教員	學生	兒童	青年	團員	官實	其ノ他	合一日
二二四	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	計平均
七二四	二	二	二	二	二	二	二	三八〇
二二四	七二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四

●明倫圖書館新着圖書紹介

佐藤鐵太郎著 大日本海戰史談
相馬 御風著 良寛さま
平塚 篤編 續伊藤博文秘録
維方 維嶽著 巨人は斯く語る
長尾 豊著 祝祭日のお話集

●椿東女子青年團月例会

椿東女子青年團は一月二十四日朝來參集して月例会を行ふ、參集團員三十餘名、開會に先ち椿東校家事室に於て晝飯を焚き、椿東校職員を招待して共に會食す、午后二時より月例会に引續き娛樂會を開催、會員學校職員相次で、三曲合奏、ハーモニカ、ヴァイオリン合奏、長唄、舞踊、二輪加等を演技し午后五時盛會裡に閉會せり

●木間青年團劍道寒稽古

本青年團に於ては十二月二十五日より二十七日までの三日間及一月四日より七日迄の四日間夜は七時半より十時迄の二時間半朝は午前四時半より六時半迄の二時間宛萩警察署下村巡查を講師として劍道寒稽古を開催せり
三十有餘名の團員は終始熱心に講師の指導を受けつゝ練習し精神の修養、意志の鍛鍊に資するところ多かりき因に七日を以て終了式を行ひ皆勤者十三名に

金子彦二郎著 打たずに鳴る太鼓
上澤 謙二著 おさなけれど
石丸 梧平著 生命を組み立てる
世界童話叢書 新アラビヤン、ナイト
同 魔法の馬
少年技師ハンドブック モーター利用模型の作り方
同 望遠鏡と顯微鏡の作り方
同 家庭實用品の作り方
同 カメラと映寫機の作り方
二月號雜誌 (キング、中央公論、現代、實業之日本、山口縣教育、婦人世界、子供の科學、少女俱樂部)

●椿東學友團總會

一月二十二日午後一時より松陰神社記念館に於て椿東學友團第八回總會を行ふ、尋五以上の兒童之に參加し自治訓練、必行事項の決議研究、既往實行事項の反省整理等の事業を行へり

對して夫々賞狀賞品を授與終つて下村講師の審判の下に紅白組の勝負仕合を行ひ就中十一名の進級者ありたり

●滿鮮旅行記 (其の五)

萩中學校長 河内 才三
○奉天に於ける日支の關係。
張作霖の爆死以來、この方面の支那人の日本に對する感情は、陽には平靜を裝ふも。陰には排日感情が益々惡化しつゝある状態である。日本對滿洲の諸案件の交渉も、總て停頓の形となつて居る。彼の田中内閣の積極政策、奉天會議も何等其の結果を見るこゝが出来ない。此の方面の初等教育に於ては其の教科書に排日感情を挑發せしむべき事項が掲げられて居ると云ふことだ。奉天北陵の壁に「打倒日本帝國」などの落書も見受けられた。我邦の將來執るべき態度は、既得權の擁護で、斷の一字で盡きて居る。
○支那の馬車と人力車。
支那の馬車も人力車も一つの名物である。日本のそ

れよりも手軽に出来てゐる。座席が日本のよりも低い。人力車の棍棒が頗る長い、そして乗心地が良い。俥夫は中々能く馳する、賃銀も餘程廉い、馬車は四人優に乗れる、馭者が長い鞭を揮つて馬を叱咤して馳せる態は、稍々動物虐待のやうだが、一種の支那情趣である、俥夫も馭者も大詰臭いには閉口するが市内の大概の場所でも乗り得らるゝのと、賃銀の廉いので餘程便利である。

○滿洲の氣候。

滿洲の氣候は、日本内地とは比較にならない程の激變性を有するのである。春秋の季節が極めて短期で五月下旬頃から急激に氣温の上騰を示して、六七月が盛夏であるが、朝夕は涼しい、八月上旬には秋風が立ち、九月には秋の最中、十一月から三月までは冬枯の季節で、蟄居時期である。冬の寒氣は到底日本内地では經驗の出来ない程度である、そうであるが、暖房具のペーチカ、温突、煉瓦建の近代的の建築に二重硝子窓、壁の厚さも厚いから、五六十度の温度が室内で保たれ、單衣一枚で暮される程であると云ふことだ。斯く支那の建築は、寒暑共に外温の

侵入を防ぐやうに作られて居るから、室内は陰氣で晴れやかな感じがしない。滿洲の夏の日晝が非常に永く朝は四時前に夜が明ける。八時半ごろでなければ日が暮れない、農作に繁忙な夏期の日が永いで、活動的な支那人には都合良く出来てゐる。

○明治三十七八年戰役記念碑と忠魂碑。

奉天と云へば日本人の腦裡に第一に閃くのは、日露戰爭の開戦場であつたことである。奉天の四方三里の地は日露兩軍が雌雄を決して大局の定つた所、又屍山血河の修羅の巷であつて、永へに我が光輝ある戰史に大書せらるべき地である。我が鐵道附屬地浪速通りの央の廣場には其の戰蹟記念碑が約六十尺の高さに聳つてゐる。千代田通りの圖書館前には、忠魂碑忠靈塔があつて、題字は山縣元帥の揮毫である我が護國の鬼となつた二萬三千の忠魂を祀つてある此の塔に向つて追懷する時、此の南滿の國家的大經營の裡面には幾多犠牲となつた尊い靈の功績が存することに想到せずには居られない。

○奉天會戰概記。

明治三十七八年戰役中奉天の會戰は、實に曠古の大である。

○馬賊。

滿洲と云へば、直ちに聯想するのは馬賊である。日本人に馬賊と呼ばれる支那の強盜團が時々新市街にまで侵入して來て、支那人の良戸を襲ふことがあるが、これは稀有な出來事だ、所謂馬賊は警備の不十分な邊陲の地に於て犯行するもので、警察力の行届いた、財物を完全に保存して居る地區には多く這入るものではない。人家を襲ふ馬賊の團體にしても平時は農工商に従事して居て常人と變りのないものもある。彼等は義の爲めに誓つて、暴富を懲らす一種の秘密結社に源を發し、だんだん墮落して來たものであるが、國家として十分國防設備を持たない支那としては、武を練ることを怠らない馬賊軍から、時には良將勇卒を出すのである。警備のない邊陲の地を侵す馬賊は、高粱の繁茂した時期に犯行を爲すので、高粱は彼等にどりては都合の良い隠逃の場所である。馬賊の一味が官憲の手に逮捕せらるゝと、縛繩のまゝ市内を引廻され、銃殺場に否應なしに連

戰であつた。其の兵數歩兵のみで露軍三百七十六大隊、三十萬八千人、日本軍二十萬人で、騎、砲、工及重砲兵を合算すれば兩軍の戰闘員六十萬の多きに達した。露軍の配置は右翼にガウバース大將の第二軍、中央にヒンデルリング大將の第三軍、左翼にリネウキツチス大將の第一軍あり、總司令官は彼の有名なるクロバトキン大將で沙河の右岸なる中央軍の後方に在りて全軍を指揮した。我が軍は大山、兒玉の兩大將能く敵軍の戰略を察知し敵の機先を制して攻勢に轉じ絶大の奇功を奏した。川村大將の鴨綠江軍は、撫順の東南にありて、レンネカンブ支隊に當り、黒木、野津の兩軍は蘇家屯の南方にありて、正面攻撃の任務をとり、敵の第一軍及第三軍に向ひ、奥大將の第一軍は、十里河の西方にありて乃木軍と共に正面攻撃軍との連鎖となり、乃木軍は迂回軍として奉天の西方に向ひ敵の第二軍を攻撃した。斯くして激戦二十餘日の久しに亘り、三十九年三月九日南風砂を飛ばし黄塵天地を覆ひ數歩の外を辨ずる能はざるに乘じ、猛然進軍の結果、翌十日敵軍をして退却の止むなきに到らしめ、爰に戦局が決定したの

れ行かれ、衆人環視の中で銃殺せらるるので、その時は人々は寄つてかゝつて其の肝を採つたり、又其の血をすゝる者があると云ふことだ。長春にも吉林にも其の他都市の郊外には其の銃殺場の設けがある。

馬賊は時運の進展に伴ひ、自然存在の理由を失つて正式の兵士となり、労働者と化して行くので、名物満洲馬賊も終には其の影を没し、物語の種子として残るだけになる時代も遠くはないであらう。

○支那の兵士。

支那の社會には特有な種々な副産物がある。其の主なるものは土匪、軍隊、乞食であると云ふことだ。支那には百萬以上の軍隊があると云ふが、實際は勿論分らない。今は多少變つたやうだが二三年前までは支那の兵隊と云へば、各地の軍閥が勝手に募集したり、解散したりして居るから、絶えず支那の兵隊は變つてゐるのである。支那軍隊の特質は國家の軍隊でなく、軍閥の私兵である。張や馮の私有物である。彼等の軍隊に應募する者は多くは農村の仕事嫌ひか、又は都市の失業者で、軍隊に入らなければ、

土匪になる不良性を帯びた連中だ、そこで支那には「好鐵不打釘、好人不當兵」と云ふ諺がある。これは好い鐵では釘を造らない。好い人間は兵隊にならないと云ふことである。實際支那人は土匪と軍隊とを同一視して居る。だから兵士を卑み嫌つて居る。車夫でも兵士を人力車に乗せない。そう云ふ譯の軍裝の兵士が厳めしく支那鐵道沿線に護路兵として、又車内警備の任に當つて居るから、可笑しくなる。

◎青年と俗謠

(萩青年の爲に)

市川 一郎

凡そ時代思潮の趨向を最も卒直に物語るものは、其の當時一般に流行する俗謠である。

其の俗謠は、流行せしめんが爲に作られたものは勿論、蓄音器其他に依つて偶然其の地方に傳はつて來たものでも、一般の氣分に適合したものは忽ちそれからそれへと波及し、これを口にしなければ人中に顔出しが出来ぬやうな氣持ちになり、無意識に口

にして居る内に、何時となく地方一般の氣分特に青年の氣分を其の俗謠の氣分のやうに誘致して、遂ひに時代思潮の表徴たる俗謠となつて仕舞ふものである。

元來青年と云ふものは、何れの方面へも伸びやう／＼として一刻もジツと停止して居らのぬが特質であるから病氣でない限りは、必ず何か口から出して話しをするか、歌を謠ふか口笛を吹くか否ざれば仕事をするか考へるかするものである。其處で青年の時代に良き方向を選んだものは良き方向に進むが、悪き方向を選んだものは其の非を悟るまでは永く悪き方向に進んで、一生涯には取り返しのつかぬ程の大損をすることになるから、青年の時代には、友を選ぶことは勿論能く其の環境に注意して萬事良き方向を選ばせるやうに、家庭でも學校でも亦社會でも注意せねばならぬが、青年自身も亦進んで、自己の將來の爲になり又自己が將來荷ふて進むべき國家の爲になる良き方向を選ぶことに心懸るのが、眞面目な青年の當然の行爲である。併し青年と云ふものは常に「伸びる」と云ふ特色を發揮する爲、自然自己の

趣味のある方向を選んで進まうとする傾向を持つものであるから、畢竟、面白味があつて、自己の將來の爲になつて、又國の爲にもなるものを選んで自己完成に努めることが、順調に發達する青年の當然の行爲であらねばならぬ。

以上の見地から、萩の一般の青年が目下口にして居る俗謠を観察すると、兎角自己の將來の爲にならぬ又素より國の爲にもならぬ、唯眼前に面白味のある丈の俗謠が多いやうであつて、若し此の儘進んだならば、前に述べたやうな具合に唯自己が面白味を感じるのみの低級な俗謠に有頂天となり、何時となく軟弱な自己本位な氣分を誘致し、遂ひに自己の將來の爲にもならず、又人の爲にも國の爲にもならぬことを多く考へるやうな、低級俗悪な人間になつて仕舞ひはせぬかと思ふ。早い話だが、近ごろ萩町の一部の青年の間に密かに流行して居る眞に恐るべき、ヘロイン吸入の如きは、全く自己眼前の利弊的快樂の爲に有望なる青年の前途を臺なしにして仕舞ひ、延て家産を蕩盡し、漸次毒害を四邊に及ぼす亡國的無謀の行爲である。又往々自己の現在の境遇に不満

を抱き、格別深い考へもなく、悪友から誘惑せられる儘に我が尊き國體及び社會組織を否定覆滅せんとする、危険極まる秘密結社に引摺り込まれるやうな精神の弱い青年が、萩にはあるまいが、世間には随分ある。此等は皆堂々たる「日本青年」としての大使命を自覺することなき自己本位な下等な青年であるから、自他共に充分に注意して精神を緊張し以上の如き誘惑にかゝらぬやうに警戒すると共に、假令一つの俗謠でも、自己の將來の爲又國の爲になるものを選んでそれを覺へ、害になりさうな俗謠は公會の席では勿論平素燕居の時でも、自ら之を排斥するだけの常識と勇氣とが青年には最も必要であると思ふ。

此のやうな考へは、私ばかりではなく苟くも世を憂ふる人又子を持つ親は多少なりとも持つて居られる筈であるが、今頃流行する如き遊蕩的な氣分をそゝる俗謠に代るべき適當な俗謠が見出せないのと、適當な動機がないとの爲に、遺憾ながら黙過して居るのである、依つて私は今其の動機を作る積りで本題を掲げ、萩の有爲の青年諸君の一考を煩はしたいの

である。

申すまでもなく、青年は國家を双肩に荷ひ世界を舞臺として活動すべき天職を有するものであつて、結局一國の力は今の青年が現在及び將來に現はす力の總和である。故に、相當の自覺ある眞面目な青年は輕々しく時の流行を追ふことなく、慎重の態度と勇氣とを以て能く時勢を大觀し、進んで時勢を誘導する程の意氣と力とを自ら養ふ覺悟がなくてはならぬ現に、明治維新當時の防長青年、即ち諸君の祖先なり先輩なりは、その熱烈なる意氣を集めて、一團となし日本全國の時勢を導いて、遂に王政復古の機運を造成せられたものであり、且つ又その中心勢力は實に我が萩町の青年であつたのである。

斯くの如く、國の爲と思ふて眞面目に活動した青年の多くが、成人の後明治時代の偉人傑士と呼ばれ、世人の尊敬の的となつたのである。即ち彼等有爲の青年は、國の爲と云ふ意氣を以て勇往邁進する活動の間に、自己が將來偉人傑士となるべき素質を養ひ自己本位の小さい面白味を棄てて國家本意の大きな面白味を満足せしめ得たものである。常住座臥の間

に有する愉快々々と云ふ感念の内に、國の爲と云ふ感念を多量に含み、其の愉快さを押し進めて國の爲の實行となつたものである。決して多數の現代青年の如く、自己本意の消極的愉快さを満足せしめることに汲々たる青年ではなかつたのである。狭い自己本意と云ふ圈内に縮んだものではなく、此の圈内より進出して國家本意に伸び且つ開いたのである。

今の青年が、若しも國家を念頭に置かず、唯自己眼前の小さな満足のみを念ひ、自己の爲に智識を研ぎ自己の爲に金を儲け自己の爲に位置を高める事を考へて幸ひにして偉人となつたら國家の爲に働くと云ふやうな、眞劍味のない廻りくごい考へであつたなら、根本から順序が反對であるから、素より國の爲に働くことは出來ず、偉人にもなり得ず、結局自己の爲にもならぬのである。之を原則的に言ひ換へれば國の爲人の爲に大きな心で活動する事それ自體が自己を偉人にし自己の爲となりつゝあるのである。然らば、明治維新の機運を作つた防長青年は、當時如何なる俗謠を口にしたかと言へば、それは素より君國中心精神の充滿した勤王志士の詩があつたこと

は云ふ迄もないが、その外に俗謠としては主としてヨイシヨコシヨ節が重きをなして居たさうである、又トコトヤレ節もあつて男女の別なく一般に流行したものであつたが、要するにその頃の俗謠の文句は概して公明正大な進取的氣分を多量に含んで居り其の節にも亦勤王精神の最も高潮した當時の防長氣分が溢れて居て、今でも之を謠ふと當時の青年の旺盛な意氣が潑刺として躍動するやうな感じが起るのである。

惟ふに、全く時代の違ふ昭和の今日、吾人が眞似て歌ふ俗謠にも其の當時の精神が躍如として浮び出る位であるから、實際其の當時に直面した防長二州の臣民が、萩を中心として尊皇攘夷の精神に燃え、舉國一致して幕軍を四境に激撃し、又外國軍艦を下關に砲撃したその意氣と活動振りとは、如何に緊張した力強さがあつたかを想像することが出来る。その剛健なる精神の表徴たる詩なり俗謠なりを心から高唱して、深く先輩の精神に接觸し其の遺烈を承けつゝ自發的に君國中心の大目標に向つて邁進する意氣を養ふことは、現に萩の後繼者たり又日本の後繼者

たる萩青年の天職であると同時に、他の地方では眞似の出来ぬ萩青年唯一の誇りである。
萩町の青年諸君、希くは速に相率ゐて急先鋒となり國家本意に立脚した意氣を以て直進した六七十年前の青年に立ち歸り、その當時の詩なり俗謡なりを常に高唱して、國家の爲萩の爲又自己の爲に、現今流行する如き軟弱浮薄な俗謡を驅逐する機運を促進し萩を中心として、他の地方青年を指導すると云ふ意氣の下に、協同一致邁進して貰ひたいのである。
其の詩及び俗謡は、萩町聯合青年團長から各青年團員諸君に頒布せられる「青年必吟正氣詩集」と云ふ小冊子に掲げてあるから、機會ある毎に之を熟讀吟唱して修養成人の資とせられることを切望する。

◎長防臣民合議書寫

(原本半紙二ツ折大
活刷表紙共十三枚)

長防二州臣民合議局活刷製本三十六萬部有奇同腹同心之士各懷一部以備死生緩急蓋使天下萬世知決

ク何卒於

幕府

叡慮御遵奉在ラセラレ

公武御合體

皇國一致イタシ候様ニト東西奔走御盡力成サセラレ候處於

幕府モ建言之廉篤ト被知召分捨置カセラレス御採用ニモ相成就テハ江戸并ニ二條御城等ニテ御直之被仰聞モ有之

天朝幕府君臣御遭遇風雲會合之御場合ヲ以テ御誠意

ヲ凝セラレ久敷廢絶之御盛典ヲ舉行ハセラレ

將軍家ヲ始メ列侯方マテ供奉被仰付加茂石清水神廟エ

行幸君臣相共ニ親ク神明ニ誓セラレ候上攘夷之儀御

布告ニモ相成候儀ハ天下憶兆仰感罷在候儀ニテ万

一モ其御實行遂サセラレズ候テハ恐ナカラ

天朝及幕府信ヲ天下後世ニ御失ヒ遊ハサル、筋ニモ

相成後來天下人心之歸向ニモ相拘リ可申哉苟シク

皇國ニアルモノ

死快戰臣子之分不可止也

皇 元治二年乙丑十有一月

長防士民一統臣子之分無

除義情實申談書取

我

兩君上之思召ハ元來

皇國一致大義名分相立忠節信義盡サセラレ度トノ御

素志ニ候既ニ嘉永癸丑外夷御處置之儀ニ付

幕府ヨリ列侯エ御尋之節モ

叡慮御遵奉ニテ待夷之御良策建サセラレ度書面ヲ以

テ被仰出候儀モ有之畢竟

皇國一致不致候テハ外侮防禦方難相成

皇國一致之根元ハ

叡慮遵奉ヨリ外他事無之トノ御見込ニ在ラセラレ候

處恐レナカラ於

幕府待夷之御處置振

叡慮御遵奉之筋ニモ參リ兼候哉上已櫻田上元坂下等

種々之禍變モ出來此除如何様之内亂ニ可立至候哉

ト御煩念ニ堪ヘサセラレス兼テ忠節信義盡サセラ

レ候御誠心ヨリシテ右等御傍觀ニハ忍ハセラレ難

天朝及幕府如此ノ御大事ヲ等閑ニ相考候様ニテハ大

義名分不相立而已ナラス臣子一己ノ分ニツイテモ

不相濟ト一層御煩念ノ餘リ涓滴ノ御手傳ヲモ被成

度トノ御主意ニテ御感奮在セラレ身家ヲ顧リミス

國力ヲ盡シ候テモ平生ノ

御鴻恩ニ報セラレ

皇國一致候様ニト一途ニ被思召込候ヨリシテ聊ナリ

トモ其驗立テサセラレ度赤間關ニテ攘夷ノ御手始

被遊候處恐レ多クモ

天朝ヨリハ捨置セラレズ監察使被差下

叡感不斜トノ

御褒詔被下賜闔國感戴罷在候次第ハ申マテモ無之御

互ニ承知ニ候處其後

此御方堺町御門警衛御免被仰出加之昨日迄

聖上御信任被遊肱股心膂ト御倚賴被思召候七卿方俄

ニ御嚴譴ノ御沙汰等モ有之且追々被仰出候

勅諭台旨等モイツトナク相變シ御處置之程驟然別人

ノ手ヨリ出ル様被相窺於下テハ疑惑ヲ生シ悲憤ノ

餘リ議論沸騰致候ニ付我

兩君上ニハ殊ノ外御心配精々御鎮撫被遊候ヘ凡壯

年ノ者ハ過激ニ相涉リ脱走等ヲモ致シ遂ニ去秋京師變動ニ立至リ候

兩君上ニハ元來不被知召御事ニ候ヘ奉對

天朝御示方御不行届ニ當ラセラレ別テ恐レ入奉ラセラレ京師變動巨魁參謀ノ者早速夫々御處置成サセラレ候テ御詫被仰上候然ハ京師暴動ノ罪ハ既ニ歸著スル處有之

兩君上積年御忠誠ハ公明正大一點モ天地鬼神ニ慙サセラレ候儀ハ無之然ル處東西藩邸相毀タル、而已ナラス御官位御稱號等召放サレ候トノ御沙汰相成是モ尖御請被仰上尙モ恭順謹慎ヲ盡サセラレ候尾州總督ニ於テモ我

兩君上御心事并ニ士民一統情實委細御洞察在セラレ御陣拂ニ相成候事ト被考候

天朝及幕府エ奉對ラセラレ候テ大義名分御立遊バサレ度重厚ノ御心事ハ即チ宸前攘夷ノ義

勅旨台命ヲ重セラレ身家ヲ顧ミズ忠節信義盡サセラレ度思召立レ候御誠意同様ノ御義ニテ前後一貫終始不渝

第等
兩君上至誠ヲ以テ御奉公遂サセラレ候御心事ハ兼テ被知召候御儀ニテ京師變動ノ罪已ニ歸着スル處有之候上ハ速ニ御冤罪明白被辨知候テ御疎外御咎メ等遊バサレ候御事ハ無之筈ト相考候万一モ此余御沙汰ノ筋ニ付兩君上エ御譴責様ノ儀有之候時ハ決テ

叡慮台旨ニテハ無之其中間ニテ罪名ヲ羅織イタシ候モノ有之ヨリ起リ候ニ相違無之御互ニ先祖以來長防二州ニ生育仕リ數百年莫太ノ高恩ヲ荷ヒ奉リ候者傍觀坐視スル筋ハ無之併シナガラ右様罪名ヲ羅織シ主誠ノ御心事ヲ擁蔽シ徹上不致御冤罪ニ陥ラセラレ候ニ立至リ候ハ恐レナガラ

幕府ノ御不處置ニモ當ラセラレ後來天下忠義ノ道ヲ塞ガセラレ自カラ
皇國不一致儀ニ候ヘバ天下列侯方誠實ニ國家ヲ憂サセラレ候御方々ハ決テ御傍觀ハ在セラレ間敷候ヘドモ此儀ハ我等預リ知ル處ニ無之只々我々御互ニ臣子ノ分ニテハ

兩君上積年

皇國中一同カク有之候テコソ海内一致ニモ可立至ト

申儀ハ御領内ノ者ハ御互ニ一統疾ヨリ承知仕候ヘ

モ動モスレバ外向ニテ因循姑息偷安苟且ノ輩ハ

皇國ノ大義名分等一切度外ニ致シ置只管身家ノ安逸ヲ謀リ候心底ヨリ差起リ候ニテモ可有之哉我

兩君上最前ノ御處置ヲ何カ御異心ニテモ有之候様申觸シ候族モ有之或ハ去冬以來御恭順ノ次第ハ實ニ朝敵ノ御大罪有之候ユヘ御改悟御伏謝遊バサレ候事ノ様申觸シ候者モ有之由多年忠敬盡サセラレ候御心事巨細承知不致萬々恐入保亘ニ候此度ノ儀ハ一時雲雨晦冥日月光ヲ失ヒ候同様ニテ假令晦冥中タリモ天上ニ有テハ日月ノ光毫末モ増減無之先年

聖主將軍家ヲ召サセラレ
將軍上洛君臣相共ニ神明ニ警セラレ候時ノ
叡慮台旨ニ溯相考候ニ

天朝ヨリハ
叡感ノ御旨
御褒詔ヲモ被下賜

將軍ヨリハ江戸并ニ條御城等ニテ御直被仰聞ノ次

天朝及幕府エ忠敬ヲ盡サセラレ候處兼々歡感欽慕罷在候ヘバ我々等ハ又

兩君上至誠ヲ以テ前後一貫終始不變御奉公申上候ハ即臣子當然ノ分ニテ万一モ御冤罪不晴候ヘバ是非雪キ不申テハ不相濟然ル上ハ

天子及將軍へ御直訴申上候外手段無之左候ヘハ辨知セラレザル儀ハ決テ無之候右様情實巨細申出候テモ讒誣ノタメニ壅蔽御採用無之節ハ即雲雨晦冥日月光ヲ失ヒ候儀ニ付不得止一同退テ封境ヲ鎖シ嶮岨ニ據リ防備ヲ設ケ雲雨開晴ノ時ヲ相待可申候其中萬一兵力被差向候節ハ假令其名ハ

天朝及幕府ヲ假リ候モ堂々タル

王者ノ師ニ右様御不當ノ御處置無之筈

叡慮台旨ニテ無之ハ必然ニ候エバ飽マデモ平生ノ忠義ヲ相勵シ及防禦候外手段無之事ニ候昔シ元祿赤穂ノ遺臣大石内藏之介以下四十七人其主君淺野内匠頭殿ノ爲ニ吉良氏エ讐ヲ復シ候内匠頭殿事ハ

幕府大禮ノ節自身大不敬ノ振舞有之候ユヘ其起原ヲ尋レバ畢竟吉良氏エノ私怨候エバ幕府ヨリ罪科被仰附モ當然ノ次第ニ可有之左候エバ一通リノ常

被仰附モ當然ノ次第ニ可有之左候エバ一通リノ常

例ヲ以テ申候エバ主君ノ爲トハ申ナガラ内藏之介以下大法ヲ犯シ吉良氏エ復讐スルハイカニモ暴動ノ様相見エ可申併ナガラ主君吉良氏エノ怨ハ私怨ニモヒヨ

幕府ヨリノ罪ハ當然ニモセヨ臣子ノ分無餘儀情實ヨリ起リ候ヘハ不得止次第ニテ後世誰一人ニテモ不感服者無之演史ニ載セ劇場ニ傳ヘ見ル者聞モノ感泣流涕シ忠臣烈士ト爲サル者無之是天性彝倫ノ根サス所言語號令ヲ不待シテ人々同キモノ有之ニヨリ候然處今我

兩君上ハ前ニ述ル通り積年ノ御忠誠終始一貫一途ニ

皇國ノ御爲ヲ思召サセラレ恐レナガラ

天朝及幕府信ヲ天下後世ニ御失ヒ不被遊候様致サセ度ト忠節信義ノ御心事ニテ全以淺野内匠頭殿如キ私怨ヨリ差起リタル譯ニテハ無之候又京師變動ハ素ヨリ申迄モ無之奉恐入候節ニ候ヘ凡其根元ヲ尋レハ闔國ノ士民兼テ

天朝幕府神明ニ誓ハセラレ候御精誠ニ感奮仕居候ユヘ其後ノ御沙汰ニ疑惑ヲ生シ壯年ノ過激ヨリ起リ

候事ニテ

兩君上ニハ御心術ト申御處置ト申忠誠始終變ラセラレス唯多人數ノ御家來多端ノ御事務ニ付テハ思召寄セラレザル所ヨリノ齟齬出來モ致候ヘ凡畢竟御身上ニ取セラレ候テハ功績コソアレ御罪トテハ毫末モ無之サスレバ國內一統決死防戦七度人間ニ生レ候テモ此御冤罪ヲ晴シ奉ラステハ不相濟萬世青史ニ載セラレ候テモ

毛利氏數百年ノ高恩ヲ蒙リナガラ其主人ノ冤罪ヲ傍觀坐視致シタリト口々ニ申觸ラル、ハ手足耳目ヲ具シ此世ニ生シタル甲斐モ無之次第ニ候大石内藏之介以下四十七人ヲシテ我々等ノ地位ニ居ラシムル凡尤至極ト同腹同心致シ候ニ相違有之間敷候此度合議衆決ヲ遂ゲ士民一統相誓候處如件天地照覽鬼神在傍抵死不渝滅依テ天下後世我々等臣子ノ微志傳聞ノ謬誤ナカラン爲メ各一本ヲ懷ニスル者也 (畢リ)

産業

● 椿耕地整理組合設立

一月九日山口縣告示第八號を以て左記耕地整理組合設立認可の件公示

認可年月 昭和五年十二月二十七日
組合名 阿武郡萩町椿耕地整理組合
地區總面積 一一二町二八二二步
施行區域 阿武郡萩町大字椿
申請者 田中俊甫外一名

● 萩町内の各産業組合總會

◎一月二十五日午前十時より椿西小學校に於て椿信用購買販賣利用組合第二十四年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金 一八、五八〇^円〇〇〇
貸付金 一一一、二七〇、〇〇〇
貯金 二四三、八一〇、一六〇
準備金 一一、四一〇、〇〇〇
積立金 九、一二六、五五〇

◎一月二十九日午前十時より萩公會堂に於て萩信用組合第三十年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金 二〇三、一〇〇、〇〇〇
貸付金 一一三、三二七、二六〇
貯金 二七五、〇二六、一三四
準備金 四五、〇六三、九一七
積立金

◎一月二十八日午前十時より山田區光山寺に於て山田信用購買販賣組合第八年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金 四四、六四〇^円〇〇〇
貸付金 一四四、五八七、五九〇
貯金 三四二、一七九、三八〇
準備金 七、九二六、一〇〇
積立金 二、二五四、六八〇

◎一月三十日午前十時より永樂座に於て萩積善信用組合第十四年度總會を開催せり其の業績左の如し

出資金 八二、四五〇^円〇〇〇
貸付金 四七五、一四二、九一二
貯金 六五四、五四二、六三四

準備金 一八、六九二、三六四
 積立金 六、五〇〇、〇〇八

◎町立工業傳習所一月中の状況

	本月分	累計
原料買入高	五〇、四五〇	三二八、四四五
生産高	八四、五九一	一〇〇七、八五五
賣却高	二三、二〇〇	八二〇、〇九〇
現金収入高	九三、〇八八	八六三、九五五
傳習生製作歩合金	一五、六二二	八四、七〇〇
交付高	一六、二四四	二二一、六六六
特別傳習生製作歩合金交付高	八二、參六六	六三四、八一
支出高	九三、〇八八	八六三、九五五
収入高	九三、〇八八	八六三、九五五

◎漁船の遭難

萩町大字椿東藤山正助所有の第三第八鱗成丸及大字熊谷町藤山清太郎所有第五第七鱗成丸は昨秋より青

島を根據地とし機船底曳網漁業に従事中客月十日の暴風雪の爲支那海に於て第三第七第八鱗成丸の三艘遭難沈没し左の乗組員二十一名は死亡又は行衛不明となり其の被害慘狀を極めたり

記

第三鱗成丸乗組員	萩町大字椿東	戸主	末武重吉
同	同	同	木村 眞
同	同	吉藏長男	中村龜吉
同	同	好穂弟	家田彦次
同	同	卯吉弟	松本林藏
同	萩町大字濱崎町	文一弟	大草作榮
同	大津郡宇津賀村	同	吉川正春
同	慶尙南道青徳面	同	金在 漢
同	萩町大字椿東	戸主	岡 清一
同	同	同	村木正一
同	大津郡宇津賀村	才一弟	和久留藏
同	同	權吉三男	石田往次
同	長崎縣南松浦郡富江町	同	松本善吉
同	慶尙南道南海島面	同	李石 連
同	萩町大字椿東	清一弟	岡武之進

同 戸主 關屋國松
 同 同 河村末一
 同 留穂二男 吉村三男
 同 大津郡宇津賀村 仁藏養子 末永慶助
 同 同 半二郎長男 平岡 豊
 同 慶尙南道統營 揚明振
 前記第三第七第八鱗成丸遭難に際し青島居留民有志諸賢は各機關を通じ搜索救助に付軍艦あさかほの活動を促したる等不容易盡力を煩し尙海難者の爲盛大なる追悼會を催され且慰靈義捐金の募集等各般に涉り深甚なる同情を寄せられたる段感銘限りなき所なり

◎養兔に就て

本町より曩に帝國農會神戸幹旋所に對し照會中の處左の通回答來れり

記

一 兎の將來 米國に於て婦人外套に兎毛皮を用うる傾向は益々進展せる事實歐州方面にも派及し日本

兎毛皮は世界第一等の品質を保ち賞美せるは全く我國産の誇りとし需用額は一ヶ年一億五千萬枚を降らす米國のみにて一億萬枚を數ふる等前途有望なるものと考察するに値すべく本所に於て號外を發表したるは此の點に加ふるに肉の需用多大の餘地有るが爲にして最近我國に於ても年々需用増加の傾向に有之候

二、需要範圍は毛皮肉試驗動物猛獸の餌毛皮は各種の用途共に増加しつゝあり

三、組合設立參考資料は長野縣農會又は農林省副業課に御照會相成度

四、參考資料別紙號外同封時々兎の記事は本所市況通報に記載しつゝ有之候

◎夏橙について

萩明倫校 吉 野 生

虫けらも草も木も人も來らんとする春の準備に忙がしい、庭先の日當りに植へられた數々の西洋草花が急に色めいて見ゆる様になつた夏橙の手入れにも

一番都合のよい季節である。私は夏橙のことについて何も深い研究をしたと言ふ者ではない、又経験も無いのであるが只筆の動くが儘に少々ばかり書き付けて見度いと思ふ。幸に大方諸彦の橙園経営に何かの参考材料を提供することが出来たならば欣快とするところである。

儲て一概に橙園経営と言へば、苗木の養成から開園、栽植、剪定、整枝、肥料、管理、病虫害防除及採收、貯藏又は販賣に至るまで廣汎に亘つてゐるが私は今その中のほんの一部分緊要缺ぐ可らざる事項即ち肥料と管理についてのみ出来る丈平易に且簡單に述べることにする。尤も剪定、整枝、病虫害防除等も緊要であるには相違ないが、これ等は機會を見て後日に譲ることとする。

柑橘栽培上肥料代は其の資本の大部分である。元來他の果樹類に比らべて管理上材料其の他に要する經費少なく、放任的栽培家にあつては殆んど資金を要することなき有様である。然し從來柑橘主産地に於ては粗放的栽培家も肥料のみは相當注意してゐた様である、けれどもこれ等も菜種粕、鯨粕の様な單

成分よりも、磷酸、加里成分によつて支配せらるゝこと多きは、總べて各果樹とも同一状態である。又柑橘中の含有成分を見ても窒素成分に較らべて加里磷酸の量は著しく多く、又土壤中に於ては磷酸、加里成分が甚しく缺乏してゐることは、各産地とも同一の現象である。

窒素成分の過ぐるときは枝の繁茂徒長を促し果實の内容に隙間多く、甘味は割に少なく品質甚しく劣等となる傾きあり。殊によく肥れた畑に於て其の害は著しい。又肥料經濟の點から考へても、窒素成分を含む肥料は磷酸、加里成分を含むものに較らべて當に三四倍の高値にあるから、此の使用量を増すにつれて肥料代を増す虞れがある。然し土地の瘠せた所又は若木の時代は發育を促す必要があるから相當に窒素成分を施し、結實盛んなる時代には三成分の量を平均にする様に心掛け、又石灰もその生育上必要なものである。果實の品質の善悪は石灰分の多い少いと密接の關係があるから、相當に施すことを忘れてはならない、石灰は樹齡十五年頃から三年置きに一反當り三〇貫内外を施すがよい。

一の肥料に重きを置き、其の上質の如何、地勢の状態は勿論、品種、樹齡の異なるにも拘らず、總て同一の肥料を年々單用して來た有様故に、窒素成分にのみ重きを置き、磷酸、加里の如きは殆んど顧みないか或は廉價で効果の大きい肥料があつても之を顧みず高價な肥料を施す等は、各主産地を通じての弊害であつた。即ち紀州地方は鯨粕に重きを置き、神奈川縣、静岡縣は菜種粕に重きを置いたなどはその一例である。

元來肥料は果樹類の食物であり、之によつて幹、枝、葉等を作り、果實豊産、品質向上を期するものであるから、その作物の種類により、氣候や土質に應じて其の方法を更へる必要あり、決して單一なものを連續使用して奏効すべきものではない。

今注意したい二三の要點を示せば

一、成分の配合 從來の肥料は殆んど窒素成分單一に限られて、磷酸、加里、石灰等の成分は顧みる者がなかつたが、柑橘は單に窒素成分のみでは充分な生育結果を望むことは出来ない。殊に果實の肥大、果形の整正、外皮の厚薄、甘味の多少等は窒素

二、肥料の種類 從來施用して來た肥料の種類は静岡、神奈川地方では菜種粕に限られ、その成分は窒素に片寄り、他の肥料に比し著しく高價である。紀州では鯨粕を用ひ果實の品質には好結果を與へるが價格は一層高く、決して理想的の肥料とは言へない。

肥料には種類多く前述のもの、外に窒素肥料として大豆粕、硫酸アンモニヤ、智利硝石、各種魚肥棉實油粕等あり、磷酸肥料として過磷酸石灰、米糠、骨粉、海鳥糞等あり、加里肥料として木灰、藁灰、硫酸加里等がある。各其の性質と肥効と價格に於て著しい相違があるから、土質に應じて配合を換へて施すことが肝要である。唯一種類の肥料で總ての土と總ての木に適する様な肥料はあるものではない。必ず數種類の肥料を併用して三成分の割合を適當にせねばならない。で常に肥効の多少と價格の高低に注意して安くて効目の大きいものを買ふことが大切である。土中に藁や草の腐つたものを澤山含んでゐる肥れた畑には、なるべく堆肥などを用ひず、窒素肥料を減じ米糠、骨粉、タンケージ、硫酸加里等に

重きを置き、之に反して土の浅い瘠畑では堆肥、藁大豆粕等を主とし、尙之に骨粉、海鳥糞、硫酸加里等を施すのがよいが、その何れにしても人糞尿の様に塩氣の多いものは果實の品質を悪くするから、成るべく用ひない方がよくはないかと思ふ。海藻な

ごを用ひる場合には充分鹽氣の抜けるまで雨に晒らすがい。
今肥料の配合と用量の一例を示し参考に供すれば次の通である(一反當り)

肥料名	樹齡	八年	一〇年	一三年	一五年	一七年	二〇年	二五年	三〇年
大豆粕		一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇
魚粕類		一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一八,〇〇〇	二五,〇〇〇	二六,〇〇〇	三〇,〇〇〇
過磷酸石灰		一,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
硫酸加里		一,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
石灰		—	—	一五,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三五,〇〇〇

(備考) 石灰は右の樹齡以外には施さない、又其の他の肥料も其の年の肥料價格に依つて他の肥料と代へるもよし、又結實の様子によつては硫酸アンモニヤ、智利硝石の様な速効性肥料を更に施すもよし。大抵の夏橙畑は酸性土壤になり易いから石灰は必ず用ひるがい。
三、施肥の期節と方法 施肥の期節は從來一、二月の寒中に寒肥として賞用せられてゐたが、夏橙の結實は極めて長期に亘り、五月上旬開花したものが翌春採收せられ中には五、六月でなければ採收されないものもあるから、一時に而も餘り早く施すこと

は考へ物である。普通には三月下旬に元肥を施してよからう。尙原肥は普通一回でよいが、果實が多く成り過ぎた年には、六、七月の頃或は九月上旬に一回追肥を施すがよい。又翌春になつて採收するものは、九、十月頃一回多量の追肥を與へて置くがい。

肥料を施すには、草、藁、堆肥、石灰等は畑全体に搬び入れ撒布し置きて中耕の際に埋めるがい。其の他の肥料は枝葉の伸びた先の直下に輪狀に幅一尺五寸乃至二尺、深さを外側は五、六寸、内部は二三寸とし外側を深く内側を浅く掘つて、肥料を撒布し上から土を掛ける、その他車軸の形に樹幹を中心にして、放斜狀に縦溝を掘つて施肥する方法もある。

い肥れた所では殆んど、その必要はないだらう。敷草多量の結果、土の温度の高くなることを妨げ、害虫の發生を助け、枝葉の徒長を促し、有機物過多により土壤を酸性にする等、有害なる作用を興ふる場合多く、その利害相反するを以て、凡その標準を示したものを参考にされ度い

尙何反歩と纏まつた畑でなしに、屋敷のそここ、に二三本宛植へられたものについては一本當りの施肥量は、前に示した反當りの量の三十分の一位を用ひればよい。以上で肥料のことを大体終つたから次は管理のことに就いて述べやう。

一、敷草 柑橘園の大部分は其の地勢土質の如何によらず、敷草と稱して多量の雜草、藁、藻等を撒布する習慣がある。敷草は乾燥を防ぎ土砂や養分の流失を防ぎ、雜草の生ることを防ぎ、有機分を供給する等の利益がある。殊に傾斜地、階段畑等に於てその必要は一層大きい。又敷草は冬期寒さの爲に根の傷むを防ぐ効果もある。が平坦地で而も土の深

一、乾燥し易い所に使用
二、有機物の少い瘠せた畑に使用
三、六月より九月、十二月、二月までの間に使用
四、土地の見ねぬ程厚く行はぬこと。
五、平坦で肥わてゐる所では木の小さい間だけ使用
六、害虫殊に天牛(ちからむし)(どうむし)に注意
七、腐敗せるものより順次敷込むこと

二、防 寒 柑橘は一般に温暖な所を選んで植へられてゐるから、殊更に防寒の必要はないが、冬期西風、北風の強いものに曝らされる所では豫め防寒の設備が必要である。殊に樹齡十年位までは枝葉が少い爲に、寒さに弱いから萱又は竹笹で簡單な覆ひを設けるがい。又常に風を受ける虞れがあるなら、

杉、檜、松、楨等で防風林或は生障を作るもよい。オレンヂは寒さに弱いから特に防寒設備が必要である。

三、中耕、除草 六月の梅雨期前後には畑一面の雑草で養分を奪ひ、日光を妨げ、病虫害の発生を助けるものであるから特に注意が肝要。丁度當時は田植、養蠶、製茶等で農家の一番忙しい時であるから殊更注意を要する。

柑橘の幼少な間は間作を行ふ爲に畑は自然に耕されるが、三十年もすると中耕など行はず。肥料を施すときだけ僅かに鋤を入れるに止まる爲に、細根は畑一面に擴がり樹勢劣へ養分の吸収を減少するものであるから、一年一度位は中耕を行ひ、古根を切つて新根を出させるがよい。但し中耕の際は細根を切る丈で太根を傷めぬことが大切である。

間作するには成るべく淺根で、丈の低いものを選ぶことである。冬作として馬鈴薯、玉葱、蠶豆、豌豆等を植へ、夏作として落花生、大豆或は蔬菜類中で栽培の容易なものを選ぶのがよい。甘藷の様に長い蔓になつて地面樹幹を覆ふものは面白くない。

◎農村に於ける自給自足
による利益の一例

銘仙類一反を自分の手で作り上げる場合と全部他人に頼む場合との比較

上繭百匁	三十五錢	玉繭百匁	六錢	他人に頼む場合
繭糸工賃	百匁	十五錢	自家製	
繭糸の場合	百匁につき	雜費五錢として計算す		
種類	數	量	自分にて製糸練等一切をなすとき	他人に全部頼むとき
縦糸	上繭五百匁	二圓	二圓五十錢	
横糸	玉繭八百匁	八十八錢	一圓六十六錢	
深料代		五十錢	五十錢	
練糸代		十錢	十錢	
織賃		七圓	七圓	
合計		三圓四十八錢	十一圓六十八錢	
差引		利益八圓二十錢		

玉繭百匁につき八匁止り雜費五錢とし

真綿十匁代十三錢七厘

真綿十匁代三十二錢

十八錢三厘

製品を買ふ場合

差引利益(自製の方)

味噌醬油を自製するに要する費用と小賣値段との比較

米味噌	原料及分量	出來上り分量	原料代價	小賣値段	差引利益
白米六合			十三錢三厘		
大豆四合			六錢		
鹽一合八勺			一錢七厘		
合計			廿錢九厘	四十五錢	廿四錢二厘
麥味噌					
麥六合			七錢五厘		
大豆四合			六錢		
鹽二合五勺			至吾匁二錢		
合計			十五錢五厘	廿八錢八厘	十三錢三厘
醬油					
大豆五合			八錢		
小麥五合			六錢三厘		
合計			一番五十六錢		

◎物價

中米(白米)	二石	一八〇〇〇	落
裸麥(精白)	一石	一四、〇〇〇	落

本月中平均物價 前月に比し騰落

鹽	五合	二番七合	四錢五厘	二番二十八錢
水	一升			
合計			十八錢八厘	八十四錢 六十三錢四厘
羽織紐女物				
種類	別	小賣値段	材料費(手)製糸代	
本絹	絹	十錢	一錢五厘	
帶	緋	五錢		
種類	別	小賣値段	材料費(手)製糸代	
本絹	絹	一圓二十錢	十四錢	
人絹	絹	四十錢		
絹縫糸				
小賣値段	十匁につき	一圓四十錢		
手製糸	十匁につき	四十五錢		

大豆	一石	一六、〇〇〇	
白味噌	一貫	九〇〇	
清酒(中等品)	一石	一一〇、〇〇〇	
白砂糖(洋)	百斤	一九、〇〇〇	落
赤砂糖(洋)	百斤	一七、〇〇〇	落
鯉節(土佐)	一貫	一、四〇〇	
牛肉(中等品)	百斤	八〇、〇〇〇	
鶏卵(地卵)	百個	三、五〇〇	
牛乳	一舂	八〇〇	
晒木綿	一反	五五〇	
石炭	十貫	六〇〇	
木炭(檜)	十貫	二、四〇〇	
美濃紙	一締	二六、〇〇〇	
半紙	一締	六、五〇〇	

昭和六年一月
 本月分賣買取扱高 年度内累計
 四三、六三、八九〇 四五、八九、五〇〇

町立萩魚市場賣買取扱高

萩魚市場 本月分賣買取扱高 年度内累計

低氣温を示すに至れり

昭和六年一月中萩港

輸出入貿易

品名	輸出の部	輸入の部	仕向地
杉丸太	一、八六五		關東州
竹製品	五六		
干柿	四〇		
計	一、九六一	九六	
累計	一、九六一	九六	
無し			
累計無し			

本縣蠶業試験場の講習及傳習生募集公告

本年山口縣蠶業試験場に於て講習生並傳習生を募集

越ヶ濱出張所	一六、七四、一九〇	一三、四七、九五〇
玉江出張所	三、二六、四三〇	六〇、三九、〇五〇
計	六、六〇、九二〇	六七九、四六、五〇〇

一月中の氣象

氣温平均	最高氣温	最低氣温	雨	雪	量
七度一三	九度二三	三度二二	一五四	二	

一月中風向観測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	静	穩	最多	方向
五	一	一	六	一	一	五	九	五	北	西	

一月中天氣類別日數

種別	晴	快晴	曇	雪	霰	霜	電	雷	地震	最高	最低
日數	二	四	二	五	一	一	一	一	一	一	五

本月の氣象観測に依れば近年稀に見る氣温低下を來し一月十日の如きは攝氏零度以下六度五分の最

さるゝに依り希望の向は左記事項了知の上二月二十日迄に當町勸業課へ其の旨申出でられたし

記

- 一 講習生募習人員 三十名
- 一 講習期間 四月より翌年三月に至る一ヶ年
- 一 出願期日 二月末日迄
- 一 志願者の資格
 - 一、年齢十八才以上の男子にして在場中家事に係累なき者
 - 二、高等小學校又は公立農蠶學校卒業若しくは之と同等以上の學力を有する者
 - 三、二ヶ年以上養蠶に従事したる者又は農蠶業に關する講習所又は傳習所を修業したる者
 - 四、身體強健にして品行方正志操堅實なる者
- 一、在學中の手當
- 講習生には月額六圓の手當を支給す傳習生募集人員八名
- 一、傳習期間 六十日間
- 一、出願期日 三月十五日迄
- 一、志願者の資格

- 一、本場の講習課程卒業者若は之と同等以上の學力並技術を有する年齢十九才以上の男子
 - 二、身體強健品行方正にして在場中家事に係累なき者
 - 三、在學中の手當
- 傳習生には月額六圓の手當を支給す

◎今月の園藝行事

夏野菜栽培準備

春蒔蔬菜胡瓜茄子トマト南瓜の種子の準備苗床の準備に油障子の張替及藁圍

果樹栽植

柿栗桃ブドウ梅無花果の栽植は本月末から始める栽植地に大豆粕堆肥ヲ二―三貫可成早く土と混合して置く

剪定

柿栗桃ブドウ梅無花果の剪定を本月中に行ふ尚園を掃除して害虫驅除を行ふ

施肥

柿桃ブドー等に本月より三月までの間に施肥を爲す間作に綠肥種子を下種す

草花種子下種

クロシキニヤ、ペコニヤ

草花挿木挿芽

カーネーション、フクシヤ、マガレット

移植

カーネーションの挿木、シクラメン

種子の準備

ダリヤ、カンナ、クラシヲラス

雞頭、コスモス、天人荷、日向、金蓮花等

財政經濟

◎萩町役場納税貯金組合設定

萩町役場に在勤する納税義務者全部の申合せを以て各自一ヶ年の納税額を豫定し其の十二分の一宛を毎月の俸給中より引き去り之を積立て四月分以降の納税額に充當することとせり其の規約全文左の如し

◎萩町役場納税貯金組合規約

- 一、組合規約の變更に關すること
- 二、役員選舉に關すること
- 三、組合の經費に關すること
- 四、其の他重要な事項

第九條 本組合の目的を達成する爲組合員は毎月給料受領の日に於て一定の貯金を組合長に納付する義務を負ふ

組合長に於て前項貯金の納付を受けたるときは直ちに郵便貯金として各組合員毎に之を預け入るゝものとす

第十條 組合長は毎年度始めに於て各組合員の當該年度内の納税額を豫定して毎月の貯金額を定め之を組合員に告知す

第十一條 組合長は豫め町長と協議し組合員の國稅縣稅、町稅の告知書及び令書を一括して、其の送付を受け納税額に相當する貯金の拂戻を爲し納税の手續を了したる後當該領收證書を其の都度組合員に交付することを得

第十二條 組合員の納税額にして其の豫定額を超過したる爲納期に至り貯金額に不足を生じたる場合

第一條 本組合は萩町役場納税貯金組合と稱し貯金の方法に依り納税の義務を完ふするを以て目的とする

第二條 本組合は萩町役場に在勤する納税義務者を以て組織す

前項の納税義務者は本組合に加入する義務あるものとす

第三條 本組合に左の役員を置く

組合長 一名 委員三名

第四條 組合長は町長を以て之を充て委員は組合員の互選に依る

委員の任期は一箇年とす但し再選を妨げず

第五條 組合長は組合に關する一切の事務を掌理す

委員は組合長の指揮を受け貯金の取纏め其の他の事務を擔當す

第六條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る

第七條 組合總會は毎年一回之を開く

第八條 組合總會に於て議決すべき事項概ね左の如し

は隨時其の貯金額を増加せしむるものとす
 第十三條 組合員は脱退の場合の外他の目的の爲に貯金の拂戻を受くることを得ず但し其の豫定額を超過したる部分を限り組合長の承認を得たるときは此の限りに在らず

第十四條 組合長は別に定むる組合員名簿及び納税貯金臺帳を備付くべし
 前項納税貯金臺帳には一切の收支を明瞭に記載すべし

第十五條 組合員は何時にても前二項の帳簿及び關係書類の閲覧を請求することを得
 第十五條 組合長は每一箇年度中に於ける各組合員の收支計算書を作製し總會の際之を組合員に報告すべし但し收支計算書は貯金通帳を以て之に代ふることを得

右規約を承認し本組合に加入可致候也

昭和六年一月 日 氏 名 印

◎萩町内有租地反別及地租合計額

(昭和六年一月一日現在)

地目	反別又ハ坪數	筆數	地價	地租額
田	六、六五五	七、四七	二〇七、八五二	九、三二四
畑	六、〇四〇	一〇、六九四	五五、八二二	二、五一五
宅地	七、五〇〇	八、三六四	三二七、〇七〇	五、六九〇
池沼	三、〇〇〇	三	一四、三七	七、七七
山林	二、九一五	六、八九二	二九、三七九	一、六五八
原野	六、三〇七	二、五	三三、四〇	一、二三
雑種地	一、七五五	二、九	一、九〇、七九	一四、五四
計	四一、七〇〇	三三、九五五	五三、六七三	一九、二八三
備考	宅地は坪數、其の他は反別を表示す			

◎地租納額別人員表 (昭和六年一月一日現在)

百圓以上	五十圓以上	三十圓以上	二十圓以上	十五圓以上	十圓以上	七圓以上	五圓以上	三圓以上	二圓以上	一圓以上	五十錢以上	三十錢以上	二十錢以上	計
一	三	二七	四三	一〇三	九	二九	一七	一八	四	五	三	三	三	六、一七
備考	左側の數字は地租納税者中他市町村民の數を示す地租百圓以上の納税者は萩町内國重政亮、大岡與右衛門の二名、萩町外は防府町毛利元昭公一名なり													

◎第三種所得金額乙種資本金子

金額及營業純益金額申告に就て

第三種所得金額、乙種資本金子金額及營業純益金額の申告は毎年三月一日より同月十五日迄の間に於て税務署に申告すべき規定なるに依り該當者は失念なく其の手續を了せらるべし

◎昭和五年度追加縣稅

賦課稅徵收に就て

通常縣會に於て議決せられたる昭和五年度追加縣稅の稅目、課率及納期限等左の如し

軍 事

◎徵兵處分變更

稅目	課	率	納期限
地租附加稅	宅地租壹圓に付金貳錢參厘八 其他地租同金五錢八厘壹		昭和六年二月十五日 日限
特別地稅	地價壹圓に付金貳厘六一四五		日限
營業收益稅	本稅壹圓に付金五錢七厘四		同三月十五日 日限
附加稅	同	金參錢參厘六	同三月十五日 日限

昭和五年徵集海軍現役兵中左記の者は第一補充兵に其の徵兵處分を變更せられたり

記

吉田町區	有井照男
越ヶ濱第六區	中村安太郎
上野區	林敏行
下關市寄留	吉中秀雄
玉江浦第二區	上領好夫

●現役兵歸郷

一月十日頭書部隊へ入營の者の内疾病に依り即日歸郷を命せられたる者左の如し

記

步兵第四十二聯隊	香川津北區	中村秀雄
同	北古萩町第二區	岩井亨
同	香川津西區	小柴豊
同	山口市寄留	中村令巽

●現役兵補缺入營

左記の者は昭和五年徵集現役兵の補缺として夫々頭書の部隊へ入營を命せられたり

記

昭和五年十二月十二日入營	金谷區	長嶺誠一
步兵第七十九聯隊		
同 六年一月十日入營	川島第一區	三好健堂
步兵第四十二聯隊		
同 年一月十九日入營	前小畑區	野村准一
同		
同 年一月三十一日入營	香川津北區	波多野年吉
輜重兵第五大隊		

●海軍志願兵合格者

昭和六年度海軍志願兵の身體検査並學力試験は一月三十日午前九時より萩町公會堂に於て施行せられたり萩町の志願者四十名の中合格證書を交付せられたる者左の如し

通信

●萩郵便局一月中行事

御許町第一區	土井誠治
堀内第二區	長山熊太郎
土原第一區	楊井誠泰
江向第三區	藤村正一
東田町第一區	齊藤菊一
中津江區	阿武長藏
中津江區	木下榮造
無田ヶ原區	中村安吉
後小畑區	中村政吉
霧口區	中原道久
沖原區	山根武雄
濁淵區(本籍明木村)	石崎金作
小原區	伊藤八郎
以上十三名	

一月五日 男子吏員新年宴會

橋本富田別館に於て男子吏員の新年宴會を午後正六時より開催餘興に隱藝に打興し一同歡を盡し午後十時過ぎ盛會裡に散會せり

六日 傭人新年宴會

下五間町見島亭に於て午後六時より傭人新年宴會を開催頗る盛況を極め午後十時過盛會裡に散會す

八日 女子吏員新年宴會

局階上吏員宿直室に於て正午より開宴福引、餘興等に打興し午後五時過ぎ散會せり

十六日 修養講話

午前十時より河野教諭の「神道と日本道德の特色」と題する講話を一同聽講す

二十二日 貯金局鈴木書記來局

爲替貯金事務視察の爲貯金局書記鈴木一郎氏來局豫定の視察を遂げ同日出發

二十七日 修養講話

午前十時より中所囑託講師の「生活規範としての五戒」と題する修養講話を一同聽講す

三十一日 男子吏員事務研究會

午前九時より吏員宿直室に於て男子吏員の事務研究會を開催し正午散會す

◎萩郵便局昭和六年一月分事務取扱状況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
書留、價格引受	三、二七〇	二、八三八	▲四三二
表記通常郵便物	五、二〇〇	四、八八五	▲三三五
小包郵便物	二、二八二	二、〇〇六	▲二七六
引受配達	三、八〇九	三、七七七	▲三二
電報	二、三五二	二、〇〇〇	▲二五二
報	四、三九七	四、〇五一	▲三四六
中繼	二、三三三	二、一八九	▲一九四
爲替振出	一、三三六	一、二〇二	▲一三三
爲替拂渡	二、七三三	四、六七三	▲一、九四〇
金額	六七、四九三、八四〇、五五、二八、五〇	一一、三七五、六九〇	

土木交通

◎自轉車取締規則

山口縣令第三號
大正十年十二月山口縣令第五十四號自轉車取締規則

種別	金額	口數	増減
貯金預入	金額四、六五七、〇八〇、四一、九六〇、六一〇	口數二、九五七	▲二三四
貯金拂戻	金額三、四九八、八九三、〇五二、五五五	口數七二一	▲一五
保險契約申込	金額四、七〇〇	口數五	▲二、八〇〇
保險料徴收	金額一一、三三二	口數一〇、七三三	▲五九八
年金契約申込	金額七、七二一、五〇〇	口數八、三〇四、〇九〇	▲五九二、五九〇
年金掛金徴收	金額三、四三〇、五〇〇	口數一七、四七〇	▲三、四三三、〇九〇
年金額	金額六五、三二〇	口數九〇、一四〇	▲二四、八二〇

左の通告正す

昭和六年一月十六日 山口縣知事 平井三男

◎自轉車取締規則抜粹

- 第一條 本則に於て自轉車と稱するは交通運輸の用に供する足踏自轉車並自動車取締令第三十三條第一項に規定する車輛の類を謂ふ
- 第二條 自轉車に附したる「フロントカー」「リヤカー」「サイドカー」の類は之を自轉車の一部と看做す
- 第三條 自轉車(商品を除く)の所有者は其の住所氏名を車體に明記すべし但し標札を附着して之に代ふることを得
- 第四條 自轉車(商品を除く)の所有者は其の住所氏名(法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表者の氏名)及車輛の種類、車輛數を具し所轄警察署に願出で検査を受け記號番號の指示を受くべし前項の指示を受けたるときは左記雛形に依り黒地の金屬板に白色を以て明記し後輪の泥除看易き箇所に固着し遲滞なく所轄警察署の封鎖を受くべし但し「オートベツト」の類に在りては「ハンドル」

支柱の前方看易き箇所に固着するも妨なし

- 一 記號は輪廓徑六「センチメートル」
- 二 數字の幅六「センチメートル」高四「センチメートル」但し「一」及「二」を除く
- 三 肉の太七「ミリメートル」
- 四 千位には「、」を附す

山 一、二三四 幅七「センチメートル」

封鎖を毀損したるときは前項の規定を準用す

- 第五條 前條の指示を受けたる者自轉車の使用を廢止し又は住所若は氏名(法人に在りては事務所所在地又は代表者の氏名)に異動を生じたるときは三日以内に所轄警察署に其の旨届出づべし但し住所を變更し由て警察署の所轄を異にするに至りたるるとき若は使用を廢止したるときは同時に封鎖の解除を受くべし

- 第六條 自轉車には有效なる制動機、音響機(原動機に依り運轉する自轉車に在りては空氣喇叭)及泥

除を装置すべし

第七條 運轉に際し甚しき騒音を發し又は有臭有害の瓦斯若は煤煙を多量に發散する自轉車を使用すべからず

第八條 夜間自轉車を運轉するときは進路を照射するに適當なる燈火を點すべし

原動機に依り運轉する自轉車は前項の規定に依る燈火の外赤色の後面燈火を點じ運轉中消燈し得ざる装置と爲すべし

第九條 原動機に依り運轉する自轉車には乗用者の看易き箇所に速度計を備ふべし

第十條 長三「メートル」幅一・五「メートル」以上の自轉車は之を使用することを得ず

第十一條 積荷は長、幅各九十「センチメートル」を越ゆることを得ず但し「フロントカー」又は「リヤカー」の類に積載するものにして其の外部に突出せざる場合は此の限に在らず

積荷は高、地上より一・二五「メートル」を越ゆる積載すべからず

第十二條 積載量は左の制限を越ゆることを得ず

一 原動機に依り運轉する自轉車にして二輛のものに在りては四十五「キログラム」三輛以上のものに在りては二百二十五「キログラム」

二 前號以外の自轉車にして二輛のものに在りては三十「キログラム」三輪以上のものに在りては九十「キログラム」

第十三條 乗用者の携帯する荷物は之を積荷と看做す

第十四條 第十一條、第十二條の制限を越ゆるものにして分割し能はざる場合は警察官吏の承認を受くべし

第十五條 道路又は公衆の自由に交通し得る場所に於て自轉車を運轉する場合は左の各號の事項を遵守すべし

- 一 原動機を装置する自轉車に在りては十六歳未満、三輪以上の自轉車に在りては十四歳未満、其の他の自轉車に在りては十歳未満の者は運轉せざることを
- 二 一人乘に二人以上乗用せざることを但し成年者に於て五歳未満の幼兒を安全なる装置を施した

る容器に乗車せしめ運轉する場合は此の限に在らず

三 諸車を連繋して行進せざることを

四 乗車中は兩手を「ハンドル」より兩足を「ペダル」より離さざることを

五 進行中の汽車、電車、自動車の直前を横斷し又は濫に軍隊、學生、生徒の列伍若は葬儀の行列を横斷せざることを

六 連續行進するときは前車との距離六「メートル」以上を保つことを

七 諸車又は歩行者と並列行進せざることを

八 雑沓の場所に於ては下車すること

九 曲乘又は競走を爲さざることを

十 操作未熟の者又は酩酊したる者は運轉せざることを

十一 乗車中は股部を露はさざる服装を爲すことを

十二 警察官吏に於て舉手其の他の方法に依り停車を命じたるときは直に下車し其の指揮に従ふこと

第十六條 自轉車（自動車取締令第三十三條第一項に規定する車輛を除く）に依り人を傷害し又は物

件を損壞したるときは直に停車し被害者の救護其の他必要なる措置を爲し住所氏名及車輛の記號番

號を被害者若は其の同伴者に通告すると共に遲滯なく其の旨警察官吏に申告すべし

前項の場合警察官吏現場に在るときは其の指示に従ふべし

第十七條 夜間自轉車を戶外に置くときは盜難豫防の装置を爲すべし

第十八條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す

- 一 第三條乃至第五條、第七條、第八條、第十條、第十四條乃至第十六條の規定に違反したる者
- 二 第六條、第九條、第十一條、第十二條の規定に違反して自轉車を運轉したる者

第十九條 十四歳に満たざる者の行爲にして本則の規定に違反したるときは其の使用若は親權者を處罰す

第二十條 法人に在りては本則の罰則は其の代表者に之を適用す

第二十一條 本則に規定したる違反行爲を教唆し又は幫助したる者は各本條に照し之を罰す但し情狀

に依り其の刑を免除することを得

附 則

第二十二條 本則は昭和六年四月一日より之を施行す
第二十三條 既に指示を受けたる記號番號は本則に依り之を受けたるものと看做す但し本則施行後十月以内に第四條第二項の封鎖を受くべし

萩町上水道調査事務

本町上水道調査は客年八月開始以來順調に進捗し一月末日を以て第一次調査を終了目下計劃立案中なり

府縣道山口萩線改良工事

府縣道山口萩線萩町地内唐樋町及御許町の一部道路改良工事は客年十二月中に於て家屋の移轉を了し一時假手當施行の所目下縣に於て本工事實施中に在り

社會事象

みならず又實に國運を伸張する要訣たるを疑はず家庭に於ける教育固より父母共に其の責に任すべきものなりと雖特に婦人の責任重且大なるものあり従つて家庭教育の振興は先づ婦人團體の奮勵を促し之を通じて一般婦人の自覺を喚起するを喫緊事なりとす今回文部大臣は特に訓令を發し家庭教育の振興に關し激勵せらるゝ所ありたり今や本縣に於ける教育施設普及し學校教育に社會教育に其の實績見るべきもの尠からず婦人團體亦漸次興隆の氣運に向ひつゝあるは洵に喜ぶべき事なりと雖市町村を單位として設置せるもの未だ全町村の半に過ぎず速に舉縣之が設置を見るに至り共勵以て縣民教育の向上進展に邁進すべき秋なり而して之が實際的施設に關しては別に示す所あるべきも宜しく右の趣旨を体し今後一層斯教育の振興を圖り各種施設と相俟ち教育の完璧を期するに於て遺憾なからむことを望む

昭和六年一月十三日 山口縣知事 平井三男

山口縣主催阿武大津兩郡方面委員會及時局懇談會

◎家庭教育振興に關する
本縣訓令

山口縣訓令第二號を以て市町村長公私立學校長及青年訓練所主事に對し左の通訓令ありたり
家庭は心身育成人格涵養の苗圃にして其の風尚は直ちに子女の性行を支配し惹て國運の隆替風教の振否に影響するところ大なり是れ家庭教育が學校教育並社會教育と相俟ちて國民教育の大成を期する上に於て忽諸に附すべからざる所以なり、往時我が國民は概ね家風の顯揚を旨として庭訓を敷き家庭は實に修養の道場たるの觀を呈せり然るに輒近學校教育社會教育等著しく勃興せる反面に於て動もすれば浮華放縱に流れ輕佻詭激に傾かむとする風あり殊に教育を以て學校に一任し家庭は其の責に與らざるが如き情勢を馴致し現時屢々忌むべき事相を隨所に見る蓋し家庭教育の不振之が重要原因たらずむはあらざるなり此の時に方り我が邦固有の美風を振起して家庭教育の本義を發揚し更に文化の進運に適應して家庭の生活改善を圖るは當に教化を醇厚にする所以なるの

一月二十六日午前十時より町衙に於て本縣主催阿武大津兩郡方面委員會開催、出席者五十四名足立本縣社會課長臨席し左記事項に付協議を遂げ引續き午後一時より時局懇談會を開催出席者六十八名に及び午後三時半盛會裡に閉會したり

◎方面委員集會打合事項

- 一、本縣方面委員事業の現狀に關する件
- 一、カード階級者の調査と救護の徹底に關する件
- 一、年末年始に於ける救濟運動に關する件
- 一、職業輔導事業、授産事業、副業等の振興に關する件
- 一、少年職業紹介に關する件
- 一、巡回診療に關する件
- 一、融和促進に關する件
- 一、方面委員會及取扱事項報告等に關する件

◎時局懇談會懇談事項

- 一、失業防止及救濟に關すること
 - 二、貧困者救護に關すること
 - 三、生活改善に關すること
- 別記山口縣生活改善實施事項につき

- 四、公益質屋設置に關すること
- 五、兒童及妊産婦保護施設に關すること
- 六、矯風教化に關すること
- 別記山口縣共通勵行事項につき
- 七、其の他時局に對し必要と認むる社會施設普及に關すること

◎山口縣生活改善實施事項

- 一、日常生活の様式を改善し家庭經濟の充實を圖ること
- 二、常用着作製の標準を能率本位勞働本位に置くこと
- 三、臺所改善を計劃實施し家庭能率の増進を圖ること
- 四、收入支出の記帳を實行し收支の跡を省みて支出を案排すること
- 五、日用物資買入は成るべく現金買に努め掛買に

- 伴ふ家事經濟の膨脹を抑止すること
- 六、日用物資の新調買入に際しては凡べて國産品を用ひ且實用を主とすること
- 七、諸日用品の買入は必要に止め餘分は買はざること
- 八、藁穀殻の利用を圖ること
- 九、竈灰、風呂灰、塵芥等の始末に留意し廢物の利用を忽にせざること
- 十、丙午、日の吉凶等根據なき各種の迷信を排除すること
- 十一、収入の増加を圖り貯金の勵行を期すること
- 二、祭禮の舉行に關すること
- 神社の祭典は崇敬の誠を致すと共に祭日に伴ふ饗應飲食娛樂の出費を省減すること
- 三、時間の尊重に關すること
- 一、寒暑に拘らず早起を爲すこと
- 二、時計を常に正確にして置くこと
- 三、公私の會合には定時を嚴守し缺席せんとするときは豫め其の旨を通知すること
- 四、訪問は用談を主とし徒に長座せざること

四、婚禮葬儀の改善に關すること

- 一、擧式は成るべく神社佛閣教會に於て之を行ふこと
- 二、式服は黑白一着丸帶一筋とし其の他調度品は簡素を旨とし且つ陳列を爲さざること
- 三、披露宴に於ける衣裳替へを廢し且飲食物を簡素にし引物は之を廢止すること
- 四、披露宴に於ける時間を短縮し遅くも午後十二時前に切上ぐる
- 五、石地藏樽入其の他に類するもの、持込を廢止すること

葬儀

- 一、途中葬列は成るべく之を廢止すること
- 二、供花放鳥は之を廢止すること
- 三、一般會葬者に酒食を供せざること
- 四、講内及手傳人に對する謝意的饗應を簡素にする
- 五、香奠返し及忌明の配物を廢止すること

五、社交儀禮の改善に關すること

- 一、新年の回禮を廢し名刺交換會を利用すること
- 二、年末年始中元暑寒等に於ける贈答は之を廢し精神的に重きを置くこと
- 三、同上に於ける端書の交換も必要の程度に止むること
- 四、公私の宴會は之を簡素にして大盃の使用盃の獻酬を廢止すること
- 五、入退營に於ける飲食物の饗應土産品の配付は之を廢止すること

◎山口縣共通勵行事項

- 一、國民精神を涵養すること
- 一、毎朝 皇居並に伊勢神宮に向つて遙拜すること
- 二、大祭祝日には必ず國旗を掲揚すること
- 三、毎朝神棚及佛壇を淨め禮拜すること
- 四、神社佛閣に努めて參拜すること
- 五、神社の前を通過する際は禮拜すること

- 一、時間を尊重すること
- 一、時計を常に正確にして置くこと
- 二、公私の會合には定時を厳守し缺席又は遅刻せんとするときは其の旨豫め通知すること
- 三、訪問は用談を主とし徒らに長座せざることを
- 四、時間の空費を避け主業及副業に努むること
- 一、婚禮葬儀を改善すること
- 一、婚禮
- イ、儀式は神社、佛閣、教會又は自宅の神前又は佛前に於て之を行ふこと
- ロ、式服は黒白一着丸帯一筋とし其の他調度品は簡素を主とし且つ陳列を爲さざること
- ハ、披露宴に於ける衣裳替を廢し且つ飲食物を簡素にし引物は之を廢止すること
- ニ、披露宴に於ける時間を短縮し遅くも午後十二時前に切上ぐることを
- ホ、石地藏樽入其の他之に類するものゝ持込みを廢すること
- 二、葬儀
- イ、途中葬列を廢し成るべく告別式とすること

- ロ、供花、放鳥を爲さざること
- ハ、手傳人及一般會葬者に酒食を供せざること
- ニ、講内及手傳人に對する謝意的饗應を廢すること
- ホ、香奠返し及忌明の配物を廢すること
- 一、社交儀禮を改善すること
- 一、新年の廻禮を廢し名刺交換會を利用すること
- 二、年末、年始、中元等に於ける贈答は之を廢し精神的に重きを置くこと
- 三、年賀狀、時候見舞狀は親族恩人親交者に止むること
- 四、公私の宴會は之を簡素にし大盃の使用、盃の献酬を廢止すること
- 五、入退營に於ける飲食物の饗應土產品の配付は之を廢すること
- 一、家庭經濟の節約を爲すこと
- 一、物品の購入には其の必要に止め餘分は買はぬこと
- 二、現金買に努め掛買を爲さざること
- 三、外國品は成るべく之を使用せざること

四、収入の増加を圖り貯金の勵行と生産資金の潤澤を期すること

五、毎月收支の跡を省みて支出を按排すること

●震災義捐金を贈る

客年十一月二十六日午前四時二分に於ける静岡、神奈川兩縣下の大震災は其の被害甚大にして洵に同情に不堪次第なるを以て當町内篤志者より左記の通金員の義捐ありたり

金貳百四拾九圓四拾壹錢

◎公人及私人

玖村廣島高等師範學校教授、郡山廣島縣學務部長は史蹟見學の爲一月四日來萩

在朝鮮實業家五島榮藏氏は展墓に際し町衙を訪問

兒玉町會議員母堂ハツ子刀自は一月二日逝去行年七

十四歳

高島北海壽伯は一月十一日東京市に於て逝去行年八十二歳

刑部海軍經理學校長海軍主計中將は史蹟見學の爲一月十五日來萩

原田本縣地方課長は阿武、大津兩郡町村庶務に屬する事務監査に關し一月二十四日來萩

足立本縣社會課長は阿武、大津兩郡方面委員會開催に付一月二十六日來萩

久重海軍少佐は海軍志願兵徵募官として一月三十日來萩

齊藤島根縣益田町長は魚市場狀況調査の爲一月三十日來萩

淺井巡查部長は豊浦警察署に轉任一月九日萩町出發

●圖書寄贈

- 一、濱口内閣の執れる不景氣政策の實相 立憲政友會々報局
- 一、松陰先生と松陰神社 東京市外世田ヶ谷 松陰神社々務所
- 一、萩町史料に關する謄寫物 山口縣萩圖書館

衛生

●萩町衛生組合役員就任

昭和六年一月二十二日を以て左記の者衛生組合役員に就職せり

- 萩町土原區衛生組合
- 組合長 大田梅五郎
 - 幹事 原榮作
 - 同 江山吉五郎

萩町樽屋町今魚店町區衛生組合

- 組合長 大庭一二郎
- 幹事 西村三藏
- 同 伊藤糸太郎
- 中村吉松
- 谷野又五郎
- 横田勇藏
- 永田武藏
- 店村時介
- 中尾孫一
- 黒瀬禎作
- 萩町平安古町第一區衛生組合
- 組合長 柳屋寅之助
- 幹事 安藤方亮
- 全 重村傳一
- 伍長 柳屋寅之助
- 全 八木谷金丸
- 全 栗屋捨藏
- 全 野畑榮次郎
- 全 安野章

●昭和六年一月中死亡者埋火葬別

火葬	男	一九人	埋葬	男	一四人
計	女	二八	計	女	一四
		四七			二八

人事

●萩町内本籍人口年齢別

生	昭和五年	數	年	男	女	計
全	昭和五年	一	歲	六七人	五九人	一二五人
全	四年	二	歲	五〇	四三	一〇三
全	三年	三	歲	五九	五九	一一八
全	二年	四	歲	五九	五二	一一一
全	正元	五	歲	五二	五三	一〇五
大	正四年	六	歲	五二	五二	一〇四
大	正五年	七	歲	四七	五〇	九七
全	十二年	八	歲	五八	五〇	一〇八

昭和五年十二月廿七日現在

●昭和六年一月中傳染病患者數

病名	一月中	死亡者數
チフテリア	一人	一人
疫痢	一人	一人
計	二人	二人

◎昭和六年一月二十二日付を以て左記衛生組合を設置認可せり

- 萩町樽屋町今魚店町區衛生組合
- 萩町平安古町第一區衛生組合

- 全 守田貞之
- 全 關谷富三郎
- 全 笹井量雄
- 全 山田彌一郎
- 全 田村音五郎
- 全 恩村政吉
- 全 大石末松

明治十五年	全	四十九才	三六	二四〇	四八
全十四年	全	五十才	二四	二二	四五
全十三年	全	五十一才	二五	二二	四五
全十二年	全	五十二才	二六	二二	四五
全十一年	全	五十三才	二七	二二	四五
全十年	全	五十四才	二八	二二	四五
全九年	全	五十五才	二九	二二	四五
全八年	全	五十六才	三〇	二二	四五
全七年	全	五十七才	三一	二二	四五
全六年	全	五十八才	三二	二二	四五
全五年	全	五十九才	三三	二二	四五
全四年	全	六十才	三四	二二	四五
全三年	全	六十一才	三五	二二	四五
全二年	全	六十二才	三六	二二	四五
全元年	全	六十三才	三七	二二	四五
慶應三年	全	六十四才	三八	二二	四五
全二年	全	六十五才	三九	二二	四五
全元年	全	六十六才	四〇	二二	四五
元治元年	全	六十七才	四一	二二	四五
文久三年	全	六十八才	四二	二二	四五
天保十四年	全	八十八才	三三	二二	四五
全元年	全	八十七才	三二	二二	四五
全二年	全	八十六才	三一	二二	四五
全三年	全	八十五才	三〇	二二	四五
弘化四年	全	八十四才	二九	二二	四五
全元年	全	八十三才	二八	二二	四五
全二年	全	八十二才	二七	二二	四五
全三年	全	八十一才	二六	二二	四五
全四年	全	八十才	二五	二二	四五
全五年	全	七十九才	二四	二二	四五
嘉永六年	全	七十八才	二三	二二	四五
全元年	全	七十七才	二二	二二	四五
全二年	全	七十六才	二一	二二	四五
全三年	全	七十五才	二〇	二二	四五
全四年	全	七十四才	一九	二二	四五
全五年	全	七十三才	一八	二二	四五
安政六年	全	七十二才	一七	二二	四五
全元年	全	七十一才	一六	二二	四五
萬延元年	全	七十才	一五	二二	四五
全元年	全	六十九才	一四	二二	四五

全十一年	全	九	五四	四九	一〇三
全十年	全	十	五八	五〇	一〇三
全九年	全	十一	五九	五三	一〇三
全八年	全	十二	四九	四二	九七
全七年	全	十三	四九	四七	八八
全六年	全	十四	四三	四二	八三
全五年	全	十五	四一	四二	八二
全四年	全	十六	四三	四四	九七
全三年	全	十七	五七	四三	九七
全二年	全	十八	五七	四二	一〇七
大正元年	全	十九	四五	四五	九一
明治四十五年	全	二十	四四	四二	八六
全四十四年	全	二十一	三四	四二	七五
全四十四年	全	二十二	四〇	四〇	八三
全四十二年	全	二十三	四八	四二	八三
全四十一年	全	二十四	四六	四一	八七
全四十年	全	二十五	三五	三四	六九
全三十九年	全	二十六	三四	三二	六六
全三十八年	全	二十七	三一	三三	六四
全三十七年	全	二十八	三二	三三	六四
全三十六年	全	二十九	三三	三三	七六
全三十五年	全	二十九	三四	三三	七六
全三十四年	全	三十	三四	三五	七二
全三十四年	全	三十一	三四	三三	六九
全三十二年	全	三十二	三三	三〇	六三
全三十一年	全	三十三	三五	二九	六四
全三十年	全	三十四	三九	三〇	六五
全二十九年	全	三十五	二八	二七	六〇
全二十八年	全	三十六	二九	二七	五七
全二十七年	全	三十七	二八	二五	五三
全二十六年	全	三十八	二五	二四	五九
全二十五年	全	三十九	二九	二二	五三
全二十四年	全	四十	二四	二三	四九
全二十三年	全	四十一	二四	二四	四九
全二十二年	全	四十二	二六	二四	五三
全二十一年	全	四十三	二七	二二	五二
全二十年	全	四十四	二九	二二	四〇
全十九年	全	四十五	二七	二二	四九
全十八年	全	四十六	二七	二二	四四
全十七年	全	四十七	二六	二二	五一
全十六年	全	四十八	二五	二二	四八

全	十三年	八十九歲	一五	一一	二六
全	十二年	九十歲	八	八	一六
全	十一年	九十一歲	一〇	一四	二四
全	十年	九十二歲	九	八	一七
全	九年	九十三歲	四	六	一〇
全	八年	九十四歲	一	五	五
全	七年	九十五歲	八	八	一六
全	六年	九十六歲	六	三	一九
全	五年	九十七歲	五	八	一三
全	四年	九十八歲	二	七	九
全	三年	九十九歲	一〇	八	一八
全	二年	百歲	四	七	一一
全	天保元年以前	百一歲以上	四	八五	一三九
合計			三、六四三、三〇〇	四、九〇四	

備考 昭和四年本籍人口四萬六千四百人ニ比シ五
百九人ノ増加ヲ示セリ
百一才以上ノ百三十九人ハ殆ンド死亡ト推
定シ得ルモ戸籍抹消手續未濟者ナリ

●本籍戸數

昭和五年十二月廿七日現在
族稱別 男 女 計 摘 要
華族 一、八七二 二八三 二、一五五 川内六千
士族 七、一〇八 一、二〇七 八、三一五 川外四千
平民 八、九八〇 一、四九〇 一〇、四七〇 三百六十
計 八、九八〇 一、四九〇 一〇、四七〇 三百六十
備考 昭和四年本籍戸數壹萬四百八戸ニ比シ六十二
戸ノ増加ヲ示セリ

●萩町の人口動態

昭和六年 婚姻 離婚 出生 死亡 死産
一月 中 五四人 三人 一四九人 一〇〇人 七人

●一月中出生者

(○印は萩町に
本籍なき者)
區 名 戸主の 氏 名 出生年月日
川屋敷 金衛長女 原田 英子 昭和五年十二月三日
沖原 三吉孫 田村 靜枝 同六年一月二日
熊谷町 光衛庶子男 豊田和重 同五年十二月二日

無田ヶ原	倉之進孫	堅田	照代	同六年一月三日
平安古町	泰巖長女	後藤	隆子	同五年十二月廿五日
濱崎町	松代從弟	中津江	種哲	同 二十八日
吳服町二	千之助二男	渡邊	隆登	同 十九日
鹽屋町	イチ孫	堀	正輔	同六年一月一日
濱崎町	久一三女	樋田	ミツ子	同五年十二月廿五日
津守町	政三長男	末武	昭	同十二月廿一日
吳服町二	善作孫	○久保	陽	同六年一月三日
土原	晴雄甥	○柴田	公民	同五年十二月廿五日
後小畑	岩一從弟	○原	勇	同 十月卅日
上野	虎太郎孫	山田	良一	同 十二月廿日
平安古町	豐一養女	田中	直方	同 十月廿九日
前小畑	宗熊庶子女	吉田	節子	同十二月十八日
平安古町	佐長女	渡邊	潤子	同十二月廿一日
濱崎新町	六郎三女	廣瀬	トヨ子	同 十七日
平安古町	繁城長男	吉村	繁正	同六年一月一日
下五間町	信一長女	福谷	靜枝	同
唐樋町	忠三郎孫	福田	雄一	同五年十二月廿七日
上五間町	正八長男	井町	正	同六年一月三日
鶴江	久松孫	吉村	久良	同 一月一日

吉田町	一男甥	兒玉	裕	同
前小畑	保三郎二女	泉	知子	同
霧口	喜代松六男	八道	春一	同五年十二月廿五日
平安古町	市藏長男	井上	昭一郎	同六年一月一日
江向	利夫二男	有田	雅次	同
川屋敷	帳吉孫	門田	キミ子	同
大谷	敏武二女	江本	博子	同
藤ヶ瀬	彌右衛門孫	岩本	文子	同五年十二月廿五日
御許町	熊一長男	河上	素淨	同六年一月三日
玉江浦	富吉孫	山根	ハツ子	同五年一月四日
平安古町	基良五男	杉本	久生	同十二月廿三日
松本市	三郎長男	後藤	都智子	同六年一月三日
小原	龜槌孫	杉山	貞一	同
小原	金一四女	杉山	勢津子	同
土原	稔長女	原田	久	同
香川津	善作四女	岩崎	賢子	同
川島	半助孫	藤山	綾子	同
前小畑	ミヨ孫	宮内	泰子	同
古萩町	與吉三女	山中	菊江	同
土原	治郎長男	下瀬	富美子	同

江	向	惣亮孫	○藤野	好弘	同	一日	
川	屋敷	帝一庶子	○石橋	濟	同	二日	
土	原	多作孫	○波多野	君代	同	三日	
川	島	治良長女	阿武	宣子	同	一日	
越	ヶ濱	竹太郎孫	杉本	堅一	同	三日	
倉	江	ウメ孫	磯部	美緒子	同	一日	
吉	田町	富士一五男	割岩	元一	同	一日	
後	小畑	庄吉孫	野村	庄三郎	同	十日	
北	古萩町	勇一三男	松岡	儀夫	同	七日	
大	谷	藤十六女	赤木	タツ子	同	一日	
川	島	武彦長男	中島	誠介	同	七日	
江	向	カエ甥	村木	正雄	同	七日	
前	小畑	健二郎甥	厚東	進	同	十日	
船	津	秀之進	三女	中屋	澄子	同	二日
濱	崎町	八十松	三男	松浦	誠之進	同	九日
御	許町	繁長女	○白井	美年子	同	五日	
土	原	正義五男	○齋藤	豐	同	四日	
目	代	專一姪	藤井	昭子	同	二日	
今	古萩町	尙姪	野中	富士子	同	十一日	
南	片河町	ヨシ孫	河野	三重子	同	三日	
津守町		長五郎孫	小野	勉	同	九日	
濱	崎新町	勤助	長男	中村	喜裕	同	十五日
前	小畑	晴二	四男	厚東	顯治	同	六日
平	安古町	國藏	六男	景由	昭太郎	同	四日
奧	玉江	俊久	長男	原	市三	同	十一日
平	安古町	傳治	郎孫	福本	正次	同	八日
山	田	寛介	孫	信龍	八香	同	七日
熊	谷町	孫二郎	五女	河村	恒子	同	七日
江	向	清崑	孫	玉井	清	同	九日
越	ヶ濱	宮吉	三女	宮内	タミ子	同	十日
同		常一	三男	井町	正善	同	十三日
前	小畑	吉良	二男	戸倉	壽	同	二日
堀	内	彌吉	孫	齋藤	正彌	同	七日
前	小畑	久一	長女	柴田	扶美子	同	十三日
無	田ヶ原	千代藏	五女	村木	京子	同	七日
熊	谷町	鶴松	四女	松浦	茂世	同	七日
御	許町	養藏	孫	林	榮一郎	同	七日
濱	崎新町	千代吉	孫	岡本	治江	同	五年三月六日
同		爲助	孫	○藤井	悦子	同	十二月十八日
奧	玉江	元輔	孫	戸田	隼子	同	一月八日

川	島	正亮三男	佐伯	喜人	同	十五日	
江	向	喜亮孫	安間	武士	同	七日	
金	谷	忠介二男	田中	滋子	同	十日	
浦	小畑	庄之助	孫	堀	敏子	同	十二日
越	ヶ濱	戸主	木本	十一	同	十五日	
古	萩町	市熊孫	三舛	ツル	同	十八日	
香	川津	長介四男	山野	良雄	同	九日	
鶴	江	龜吉孫	水戸	川瑩子	同	十三日	
山	田	長五郎孫	來原	政敏	同	十五日	
中	ノ倉	鶴松長女	吉村	惠美子	同	六年一月十日	
平	安古町	金治郎孫	坪倉	利嘉	同	八日	
川	島	恭祐二男	幸坂	萬佐雄	同	三日	
土	原	鶴三郎孫	高須	達	同	十二日	
越	ヶ濱	卯吉孫	楯本	房江	同	八日	
玉	江浦	秀一三女	山村	正代	同	十一日	
東	田町	幸次長女	小林	孝子	同	九日	
濱	崎新町	市松四女	吉村	雪江	同	二日	
御	許町	要藏孫	波多野	惠津子	同	十七日	
江	向	亟一二男	大岡	肇	同	十七日	
東	田町	信一孫	田代	洵	同	十七日	
江	向	通祐長女	河内	芳子	同	十三日	
西	田町	研六女	○兒玉	淳子	同	十日	
金	谷	巢鷹孫	高洲	登美子	同	十一日	
越	ヶ濱	太郎吉長男	藤田	健市	同	十日	
香	川津	彌藏長女	阿部	綾子	同	十一日	
河	添	好一孫	大本	光枝	同	三日	
香	川津	帝之助	四男	○原田	帝申一	同	十七日
惠	美須町	富五郎孫	○藤井	茂男	同	二十日	
濱	崎町	吾市長男	大島	幸成	同	十日	
同		敏一孫	守永	和子	同	十五日	
今	魚店町	信一二女	柳井	重子	同	十七日	
藤	ヶ瀨	十七八孫	岡本	幸男	同	十二日	
川	島	末一二男	藤山	武司	同	十七日	
濱	崎新町	鶴藏三女	岡村	豐子	同	十一日	
中	津江	市熊甥	中原	昇	同	十三日	
平	安古町	松一長男	河内	祐輔	同	五年三月三日	
今	魚店町	政一從妹	湯原	登美子	同	六年一月三日	
北	古萩町	眞亮庶子女	藤原	美春	同	五年二月五日	
土	原	喜代藏庶子女	刀禰	シゲ子	同	六年一月五日	
上	野	幸作二男	阿武	正雄	同	六年一月五日	

椿	正一三男	伊藤 繁雄	同	十六日
唐樋町	亡龜松孫	三浦美佐子	同	五年十二月二十日
前小畑	順藏四女	田中 安子	同	六年一月五日
北古萩町	五一郎孫	來嶋 利彦	同	十五日
浦小畑	太郎吉姪孫	上田梅子	同	
鶴江	精一庶子女	金澤武野	同	二年一月七日
木間	長槌孫	藤本 吉夫	同	六年二月廿二日
同	辰五郎三男	森川日出男	同	十九日
津守町	大三郎孫	田中 二郎	同	廿二日
濱崎町	金藏孫	水津 輝一	同	廿一日
川島	五郎二女	藤山トノ子	同	廿六日
濱崎新町	五郎吉二女	小野幸惠子	同	十六日
越ヶ濱	寅藏孫	山本 好行	同	二十日
香川津	數一三男	植田喜久夫	同	十九日
古萩町	甲槌孫	古谷 和夫	同	廿一日
春若町	マキ孫	工藤 知平	同	十七日
河添	亡重五郎孫	伊藤 マサ	同	十九日
濱崎新町	房次郎孫	萬屋 治房	同	十八日
東田町	卯吉長女	藤屋 和子	同	廿五日
鶴江	惣一二男	福永 政治	同	十五日

江向	貫一三男	山根 睦郎	同	十八日
唐樋町	茂長男	松浦 昭房	同	廿六日
稚原	米藏孫	末武シヅエ	同	十八日
後小畑	好松二女	岡 久江	同	二十日
北古萩町	章 孫	岡村 嘉治	同	十三日
江向	剛介長女	伊藤 純子	同	七日
土原	良三長男	矢次 正利	同	二十日
平安古町	末吉長女	平野 澄子	同	二十日
木部	清 二女	三村 米子	同	十九日
西田町	龜吉孫	長嶺正一郎	同	十五日
後小畑	英二二男	伊藤 武	同	廿二日
越ヶ濱	關藏孫	末武 利貞	同	二十日
江向	勇一孫	上田 健一	同	十九日
同	五郎四男	白石 博	同	廿一日
平安古町	正雄長女	大野 信子	同	二十日
川島	敏夫三男	井山 三郎	同	廿一日
同	敏夫四男	井山 四郎	同	廿一日
江向	秀男長男	岡庭 正	同	廿六日

◎一月中死亡者

(○印は本籍なき者)

區名	戸主の氏名	死亡年月日
川屋敷	金衛長女 原田 英子	昭和六年二月三日
玉江浦	金一妻甥 小橋 一男	同日
木間	戸主 小埜甲右衛門	同日
越ヶ濱	正亮ノ母 兒玉 ハツ	同日
玉江浦	權四郎妻 中村 ミノ	同日
越ヶ濱	喜八祖母 秋田 カノ	同日
濱崎町	虎市養父 戸田小太郎	同日
御許町	戸主 山田 治助	同日
木間	新右衛門甥 伊藤 功	五年十二月二十九日
濱崎町	敏一母 守永 ツル	廿七日
上五間町	百合槌ノ母 秋山キミ	廿三日
濁淵	源市四女 長嶺 重子	廿九日
惠美須町	戸主 中島 コト	卅一日
東濱崎町	久一二女 槌田ミツ子	同日
土原	亡キク私生子 小林 定一	五年十二月廿六日

津守町	政三長男 末武 昭	同	廿八日
香川津	戸主○西田彦二郎	全	六年一月一日
江向	茂一叔父○山本七五郎	全	五日
土原	米藏五男○藤野 帝一	全	一日
香川津	戸主○上田 幾市	全	五年十二月七日
前小畑	岩一甥○原 勇	全	六年一月五日
平安古町	豊一養女 田中 直方	全	五年十二月十九日
鶴江	戸主 田中市五郎	全	廿二日
南片河町	理一郎ノ母 水津ツチ	全	三十日
江向	留壽二男 能美 久夫	全	六年一月五日
平安古町	平三妻 中村 ツチ	全	三日
土原	信介四男 重村敏三郎	全	
御許町	ユカリ祖母 増野 チヨ	全	五年十二月十五日
川島	戸主 室田 習三	全	六年一月六日
江向	種一弟○末永 玉一	全	七日
濱崎町	亡作次郎妻 石戸 トヨ	全	八日
奥玉江	正一養母 松村 クマ	全	
濱崎新町	菊松妻 牧野 キム	全	
御許町	戸主 楢本 良吉	全	
川島	新輔妻 大多和ウメ	全	五年十二月十七日

下五間町	三槌妻	廣石	チヨ	全	六年一月七日
土原	次郎長男	下瀬富美子		全	十二日
木間	戸主	西村幸治郎		全	十日
香川津	鶴松母	野村ヨシ		全	
玉江浦	亡七左衛門妻	山根ハム		全	十一日
川島	戸主	主○永富	キヨ	全	九日
土原	戸主	主○福永	つち	全	十一日
吉田町	亡三郎妹	中原ハナ		全	五年十二月三日
椿町	久八妻	池田シズ		全	
平安古町	基良五男	杉本久生		全	六年一月二日
藤ヶ瀬	與宗姪	藤田美奈子		全	十二日
前小畑	米一祖母	田端ミト		全	十二日
霧口	辰藏母	幸坂チヨ		全	
土原	榮介孫	○伏谷美智子		全	
江向	カエ甥	村木正雄		全	十一日
橋本町	猪三郎繼母	伊佐ルリ		全	十三日
山田	素晴祖母	中川ハル		全	十四日
青海	戸主	大田伊之助		全	十日
上野	日政佐叔母	鈴木イシ		全	十一日
濱崎新町	戸主	中村讓一		全	

濱崎町	與槌二男	松浦誠		全	十三日
南片河町	戸主	伊藤耕作		全	十二日
鶴江	戸主	天満屋吉松		全	十六日
土原	道平妻	加藤マサ		全	
玉江浦	彌吉孫	長府巖		全	
全	戸主	若松松藏		全	
藤ヶ瀬	重吉孫	太田ミエ子		全	十四日
船津	戸主	大和熊槌		全	
江向	戸主	長嶺與一		全	十九日
古魚店町	戸主	野村三輔		全	九日
木間	卯助母	山縣イネ		全	十八日
川屋敷	松造孫	濱野幹雄		全	
越ヶ濱	政市父	阿部松二郎		全	十九日
南片河町	次郎吉母	島田ミヨ		全	
大谷	福藏母	大谷ハツ		全	十八日
平安古町	戸主	奥原藤一		全	
油屋町	虎造婦	佐々木コラ		全	十七日
瓦町	幸一祖母	前田ヒサ		全	
今古萩	助七母	中川ヒサ		全	十六日
雜式町	米一長男	田原繁治		全	十二日

無田ヶ原	象駒養叔母	北屋キク		全	十八日
山田	小三郎二男	相原光夫		全	
熊谷町	良介弟	小川正美		全	十五日
全	戸主	大谷教輔		全	五年十二月三日
細工町	馨叔父	渡邊輔		全	廿七日
堀内	戸主	山本義次		全	六年一月九日
土原	戸主	高村フシ		全	二十日
前小畑	虎一妹	藤田スエコ		全	十五日
笠屋	戸主	幸坂竹藏		全	十六日
江向	孫一母	村田ヨシ		全	廿一日
木間	戸主	宮本タマコ		全	十六日
江向	淳介妻	河野ツル		全	二十日
土原	政六二男	○宮越政二郎		全	
大谷	戸主	寺田定吉		全	廿一日
上野	鶴松長男	山本貞雄		全	
無田ヶ原	留三郎姉	山根リエ		全	廿四日
川島	千代七母	土井キヨ		全	廿三日
唐樋町	タマヨ長男	藤原清		全	
土原	喜代藏庶子女	刀禰シゲ子		全	廿四日
川島	秀吉叔父	阿武貞夫		全	廿六日

大谷	鐵治養母	赤木タツ		全	廿二日
金谷	忠祐妻	阿武志津		全	廿三日
大谷	一男母	佐藤セイ		全	
平安古町	戸主	守田貞之		全	廿六日
浦小畑	久三郎孫	林タカ子		全	廿三日
津守町	太三郎孫	田中二郎		全	廿四日
玉江浦	康司妻	上領ルセ		全	廿八日
椎原	留次郎父	竹中平次郎		全	廿七日
濱崎町	金藏孫	水津輝一		全	
濱崎新町	戸主	三好松藏		全	
川島	五郎二女	藤山トノ子		全	廿八日
濱崎町	貞一妻	吉村フテ		全	十八日
春若町	壽二男	工藤知平		全	廿八日
香川津	戸主	井町三藏		全	廿七日
今古萩町	閑長男	大庭幹一郎		全	廿九日
越ヶ濱	吉五郎妻	石飛ミサヲ		全	廿八日
沖原	國俊祖父	羽倉七右衛門		全	廿八日
雜式町	戸主	大谷伊八		全	二十四日
船津	耕介二男	岸亨造		全	二十七日
上五間町	政人妻	藤井ヨシ		全	二十九日

藤ヶ瀬 近藏五女 上田フジ子 全 廿六日
 唐樋町 豐 母 曾田 タネ 全 二十六日
 玉江浦 龜吉繼母 上領 ハル 全 卅一日
 越ヶ濱 虎若妻 秋丸 ユキ 全 卅一日
 玉江浦 百合松母 田中 ツチ 全 卅一日

◎一月中出入寄留者數統計

出寄留 男 三二人 女 二四人 計 五六人
 退去 七 四 一 一
 計 三九 二八 六七
 入寄留 三六 四三 七九
 復歸 三 一 四
 計 三九 四四 八三

◎一月中出寄留者及退去者

區各戸主の氏名 出寄留又は退去年月日
 ○印は退去者

濱崎新町 戸主 ○前田 正治 昭和五年十二月廿四日
 椿東香川 熊一弟 ○保野 義雄 全 二十日
 鐵道官舎 弟 妻 ○全 ケイ 全 二十日
 全 甥 ○全 要 全 二十日
 全 姪 ○全 アサ子 全 二十日
 船津 文太長男 多田 義正 全 二十七日
 全 婦 全 タイ 全 二十七日
 全 孫 全 とみ江 全 二十七日
 全 原 戸主 平野 秀 全 二十七日
 沖原 妻 全 由子 全 十五日
 全 長女 全 照子 全 十五日
 全 長男 全 堯士 全 十五日
 越ヶ濱 知市庶子女 大津ハルコ 全 八日
 全 庶子女 全 満 全 八日
 全 庶子女 全 ナミ子 全 八日
 江小向 戸主 井山 謙輔 全 二十二日
 全 妻 全 コマツ 全 二十二日
 全 養子 全 富夫 全 二十二日
 東田町 德太郎妻 堀永いさを 全 八月二十日
 全 直吉長男 田中 政次 全 六年一月八日

浦小畑 三藏二男 山本 勇 全
 熊谷町 良助三女 大田八重子 全 五年十二月二十三日
 中ノ倉 兼文弟 落合 健 全 六年二月二十六日
 奥玉江 キヨ孫 品川義一郎 全 六年一月六日
 今古萩町 戸主 中川 助七 全 五年十二月二日
 全 妻 全 シケ 全
 堀内 戸主 原田 軍治 全 六年一月六日
 全 妻 全 ヨシコ 全
 全 長男 全 和治 全
 全 長女 ○全 德源 全 九日
 全 妻 ○全 カズ 全
 全 長男 ○全 峯雄 全
 全 長女 ○全 玉枝 全 二十八日
 全 二男 ○全 金治 全 二十日
 江向 戸主 藤掛 幸男 全 五年十二月五日
 全 妻 全 トヨ 全
 全 長男 全 博 全
 全 長女 全 政子 全
 全 二女 全 君子 全 六年一月二十日

津守町 戸主 河野 藤作 全 六年一月五日
 全 二男 全 光明 全
 前小畑 吉良二男 戸倉 壽 全 十四日
 藤ヶ瀬 喜一養女 藤井 茂子 全 十三日
 玉江浦 秀一三女 山村 正代 全 八日
 平安古町 權吉三男 藤井 清一 全 十三日
 全 妻 全 マシ 全
 吳服町二丁目 正道弟妻 佐伯マサヨ 全
 浦小畑 要助四男 小池 春光 全 十九日
 河添 好一孫 大本 光枝 全 十六日
 土原 戸主 柳井二五郎 全 十三日
 全 二男 全 正一 全
 山田 五郎吉長男 武田 長増 全 二十三日
 全 孫 全 務 全
 濱崎町 戸主 ○加納 信夫 全 十九日
 堀内 全 祝屋 タミ 全 二十日
 前小畑 義助四男 林 五郎一 全 五年十二月一日
 全 婦 全 ハツヨ 全
 全 孫 全 保 全
 全 孫 全 ミツ子 全

同	前小畑	五男	同	誠磨	同	二十日
同	濱崎町	妻 牧野吉三	同	シゲコ	同	二十五日
同	今古萩町	世帯主 郎縁故者	同	神田 實千	同	十九日
同	同	妻 世帯主	同	土井 十郎	同	十九日
同	同	母 世帯主	同	喜美子	同	十九日
同	奥玉江	世帯主	同	藤村 春好	同	二十日
同	同	妻 世帯主	同	同	同	二十日
同	江 向	世帯主	同	岡庭 秀男	同	二十六日
同	同	妻 世帯主	同	美恵子	同	二十六日
同	同	長 男	同	正	同	二十六日
同	河 添	世帯主	同	笹原 武一	同	卅日
同	同	妻 世帯主	同	同	同	卅日
同	同	長 女	同	敏子	同	卅日
同	同	同	同	同	同	卅日
同	同	二女	同	郁子	同	卅日

●受刑者

萩町ニ本籍ヲ有スル者ニシテ關係司法裁判所ヨリ受

刑ノ通知ヲ受ケタル者左ノ如シ
昭和六年一月申

罪名	現住スル者	萩町ニ住セザル者	計	前年一月計
賭博	1	1	2	3
詐欺	1	1	2	1
機船底曳網漁業	2	1	3	5
取締規則違反	1	1	2	1
失火	1	1	2	1
賣藥法違反	2	1	3	1
印紙税法違反	1	1	2	1
差押標示損壞	1	1	2	1
通貨及證券模造	1	1	2	1
取締法違反	1	1	2	1
計	7	5	12	9

●紀元節奉祝に就て

本願寺特選布教使 守 重 哲 雄
 本日は三大節の随一なる紀元の佳節で本年は正に神武天皇御即位紀元二千五百九十一年に當る。抑も西洋には紀元ありて年號なく、支那には年號ありて紀元なし、獨り我國は紀元あり又年號がある而してその紀元は即ち神武天皇御即位を以て起算し西曆は基督の誕生より計數する、その意義自ら別あり、又支那の年號と我國の年號とはその命名の由來同じからず、支那は禪讓放代易姓革命の國柄であつた、我國は萬世一系皇統連綿唯だ御代の交はる毎に近くは明治より大正大正より昭和と天子の御宇が新たに替はるに依て年號も亦た改められるのである茲に天皇を天子とも尊稱するが是は古來支那に倣つたのであるが、支那では天を尊び天命の歸したものが即ち天子である、故に天の子と云ふ意味である、我國では天神即ち皇祖の御子孫と云ふ意味である、乃ち名は同じく義は異なる、又た易姓と云ふが即ち革命が行はれると同時に帝王の姓が易はるのであるかうした國体も今日は昔物語りとなつた、然るに我國は天皇に姓なし、皇位に即がるべき御方は皇統に

限られて易姓があらう筈なし、天皇は最高至尊の地位にあらせられ現人神である、故に天皇は唯だ御諱だけありて姓なし、下萬民は他と區別する必要から姓がある、是れ實に萬邦無比の國体である、而して列聖の洪徳と我等が祖先の忠誠とが相融合し所謂上下一心君民一徳の結晶が悠久永遠に持續して今日の紀元二千五百九十一年てふ最も目出度い佳節を迎ふるに至つた。近年貴族院議員永田秀次郎氏等が今日を以て建國祭の標目の下に東京を始め全國民に呼びかけ且つその催しを企て、居る、是は國民の愛國的總動員なので、唯だ官衙や學校の祝日でなく、オール國民に紀元節の我國絶對性國民特有の大節なることを高調し紀元節をして愈々重大さを加へしむる爲の行動である、來る昭和拾五年は二千六百年の紀元に達する、時恰も帝都に於て世界オリンピック大會下田博覽會が開かる、好チャンス把握し我國特有の紀元を世界的に呼びかけんとする運動を進めつゝある、衲は斯美舉に雙手を舉げて大賛同する。一体、今日の歴史教育は内輕外重の有様である、高等學校文科で一年に國史が一週間に三時間、二年で

東洋史が三時間、二年、三年に亘りて西洋史が六時間である、かくして自國の歴史を學ぶこと少く外國のそれを學ぶこと多く、而して世の中に出て國民の中堅となりて働くのだから間違つた考へ、反國家思想が起るも仕方がない、己れを知らないものが、何で外來思想の善惡を批判して適宜に取捨選擇することが出來やうか。

人間としての形態は如何なる人種でも同一であるがその生れた國によりて國民的相違が生ずる、又た個人に就て觀ても各々の個性がある故に人類としては平等であるが又た差別がある、即ち平等中に差別がある是が眞の姿正しき相である、かうした理由から國體國曆等の意義も自ら相同じからず、然るに平等に偏して差別を忘れ、國際的若は世界愛の名の下に我國特有の由緒深き紀元までも捨て、西曆を盛んに重用するは實に外尊内卑の輕佻浮薄の思想と云はねばならぬ。

今や物質的には舶來品より國産品愛用への運動と共に着々として効果が顯はれつゝあるやうだが衲は更に又精神的に皇紀尊重國曆愛用を絶叫して己まぬ。

十んどもに便利で體裁も宜ろしいと思ひます、實行しやうではありませんか。

◎本雜事の中に「讀者の聲」といふ項を設け主として萩町の公益増進に關し讀者諸彦より希望せらるゝ事項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することゝしてゐます、匿名にても差支へありません振つて御投稿を御願ひ致します。

● 昨年の今月今日

- 一日 町公會堂、椿東、越ヶ濱、椿西、白水、木間各小學校に於て新年祝賀互禮會開催
- 土原區公會堂に於て同區新年祝賀互禮會並協和會總會開催、林町長列席
- 四日 御用始式舉行
- 萩町公設消防出初式舉行、多越神社に於て多越壯光會總會開催、林町長列席
- 六日 發昌寺主催にかゝる故田中男爵百ヶ日法要を海潮寺に於て開催
- 十日 町公會堂に於て區長集會開催

昨年來著しく西曆一九三一年の呼聲が流行的に都鄙を通じて使用され、大ニユヌ乃至リードクラスの宗教家までが西曆専用皇紀無視の勢となりつゝある、實に思はざるも甚だしと云はねばならぬ。

本年々頭全國から田中文相へ贈呈したる年賀狀壹萬五千通の多數中、皇紀を用ひたるもの僅に數通、爲に文相は大いに憤慨しつゝあるを聞く之れ實に日本精神の荒頽でなくてなにか云はん。

◎讀者の聲

◎萩町と云ふ傳染病保菌者に清水を飲用せしめる爲の上水道も良いがそれよりも市街地の軒下に充滿せる病菌排除の爲の下水道完成が急務ではないでせうか。

◎萩町の住宅區域は到る所夜間は暗くて訪問するのに不便です。五六軒申合せて街燈を點じたら、は

多越神社に於て多越報德會開催

- 文部省、山口縣、萩町聯合の成人講座を本日より二月十四日迄萩商業學校に於て開催
- 本町衙に阿武郡町村長集會開催、沖原自彊會總會開催、林町長列席
- 午後八時金谷區に出火あり
- 十二日 江向第四區戶主會總會開催、金子助役列席
- 十三日 好生館に於て萩醫師會總會開催、金子助役列席
- 十六日 町衙に於て萩魚市場改善協議會開催
- 十八日 町公會堂に於て夏蜜柑出荷組合に關する講演會開催
- 十九日 椿西小學校に於て椿信用組合總會開催、金子助役列席
- 廿一日 町衙に於て赤十字社並愛國婦人會主任者集會開催
- 午後四時四拾參分衆議院解散を命せらる
- 廿二日 町衙に於て林野整理協議會開催、町衙に於て在郷軍人萩町聯合分會役員會開催
- 廿三日 町衙に於て區長懇談會開催

廿四日 町衙に於て方面委員會開催
廿五日 今村待從武官迎送に關する協議會開催
廿九日 町衙に於て阿武、大津兩郡町村豫算事務主任者集會開催

十一日 寒氣の爲モーターサイレンに故障を生ず
十七日 吏員を以て組織せる巴城會新年初會開催
二十日 林町長山口縣教育會館に於ける本縣町村長評議員會に出席即日歸萩

三十日 町衙に於て魚市場賣上優良者表彰式舉行
今村待從武官一行海軍志願兵徵募狀況視察の爲午後四時三分萩驛下車官民多數出迎

廿二日 萩町在郷軍人分會長集會開催
廿七日 町内各學校長集會開催、御眞影奉還並豫算事務に付協議を爲す

◎一月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

一日 樓上に於て吏員一同の新年拜賀式舉行
東田町第二區戸主會新年初會開催金子助役列席
二日 平安古町第一區戸主會總會開催、河野書記列席
三日 玉江浦青年團員初集會開催、藤本書記列席
四日 御用始式舉行
十日 多越壯光會を多越神社に於て開催
十日 夜來の風雪烈しく零度下六度に降る

十三日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
十二日 町内各學校長集會開催、御眞影奉還並豫算事務に付協議を爲す
十一日 本報編輯部新年初會開催、御眞影奉還並豫算事務に付協議を爲す
十日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
九日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
八日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
七日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
六日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
五日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
四日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
三日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
二日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席
一日 萩市青年會新年初會開催、金子助役列席

所謂無熱期の患者とは？

(十二月號よりの續き)此處には參考の爲め(無熱期)の意義及び該期患者の養生法を摘録して置きました。

發病の最初期に氣づいた肺炎加答兒病者は(原博士による)その當時多くは三七度二、三分迄の發熱に止まるものです。或ひは氣付いた最初には三七度四、五分や三八度内外の發熱があつても合理的養生法を慎重に細心に行つてゐれば必ず短時日でその体温が三七度二、三分迄での範圍にはば一定して落ついてくるものであります。然し此の範圍迄に熱の低下してくる事は多くの場合容易であるが此の落ついた三七度二、三分の輕熱が更に全然解熱して確實に無熱となるには中々容易でない場合が多いのであります。それは其の當人の體質、病氣の性質、養生法の如何に依つて其の經過に千種萬様の差を生ずるのであります。本來から云へば慢性肺結核は發病當初或程度の發熱の時期を経過すれば次に輕熱の時期となりこの輕熱が消退して無熱の時代となり此の時代に竈の硬化が漸々に行はれて遂に治癒に達すべき筈のものであります勿論此の經過の間には發熱の外に咯血、血痰、盜汗、痰、咳胃腸障害全身の衰弱等種々の附帶症候で苦しめられ豫想外に經過の長引く事もあります。患者が合理的養生法の慎重なる履行を誤まらざる限り最多數の患者には病患の經過の大勢は必ずやかく良好に轉化すべき筈のものであります。勿論種々の事情で不治の状態に陥る患者も現在では尙ほ少くありませんが、肺炎加答兒そのものは決して本來不治の病氣ではなく治癒すべき性質の病氣なのであります(以下次號)

萩町東田町

木村 鍼灸科 院

名勝舊蹟從覽者 市內商取引
萩 地ノ便至

團体宿泊館設備

長門萩町中央唐樋本通

旅館 一 二 三

電話三〇一〇番

外科・皮膚科・内科
血液検査日施行

久保外科醫院

萩町江向雜賀下筋
八院應需(電話七四番)

◎納税のすゝめ

本月の税金は田租第二期分、追加縣稅營業收益稅附加稅、同地租附加稅、同特別地稅及特別稅戶數割第三期分の五種にして納期は何れも月末の廿八日であります左の通出張徵收を致しますから失念なく御利用方を願ひます

一月二十六日

木間小學校
山田信用組合
玉江浦説教所
椿信用組合

一月二十七日

椿東記念館
積善信用組合雁島支部
鶴江公會堂
小畑浦公會堂
越ヶ濱上水道事務所

昭和六年二月十五日

萩町稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人は達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進步發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

尙は右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すこと致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業 課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感せらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

- 一、發行 毎月一回十五日發行
- 二、購讀料 一ヶ月 金 拾 八 錢(郵稅共)
- 六ヶ月分 金 壹 圓(同上)
- 一ヶ年分 金 壹 圓 八 拾 錢(同上)

昭和六年二月十三日印刷
昭和六年二月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

印刷者 荒瀬 徳 治
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

發行所 山口縣萩町役場
編輯部(地下) 二七三六番

取次所 藤川書店
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地

萩月報

昭和六年二月十三日印刷納本
昭和六年二月十五日發行

昭和五年五月六日
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第三十五號